

大蔵省財政史室 編

昭和財政史

昭和27～48年度

第 13 卷

資料(1) 総括・制度・機構・人事

東洋経済新報社

HISTORY OF
FISCAL AND MONETARY POLICIES
IN JAPAN
1952-1973

Volume XIII
Documents I: Summary, Institutions, Organization and Staff

Office of Historical Studies,
Ministry of Finance, Japan

TOYO KEIZAI INC.
TOKYO, JAPAN
1998

監修者のことば

第二次世界大戦後、サンフランシスコ講和条約によって独立を回復した時点にはじまり、第一次石油危機にいたるまでの22年間を対象とする『昭和財政史 昭和27～48年度』が刊行されることになった。大蔵省が担当する財政・金融行政史は、『明治財政史』から『昭和財政史 終戦から講和まで』まで、4次にわたって刊行されてきたが、この事業はその伝統を引き継ぐ第5次の財政史である。

今次の財政史の対象となる期間は、戦後経済復興の時期から、いわゆる高度成長の時代を経て、円切り上げと石油危機によってこの時代が終りを告げる、劇的な発展と波瀾の時期である。財政、金融および国際金融は、その変化に応じ、ときにはその変化を主導して、経済発展のために重要な役割を果たしてきた。その間に記録されるべき事実はまことに多く、かつ多彩である。本『財政史』編さんの意図は、古今の歴史にも稀なこの発展の時代における財政・金融政策について、大蔵省をはじめ各機関の所蔵する原資料に基いて、正確な事実を明らかにし、記録にとどめて行政上の参考に資するとともに、学術上の研究に役立てるところにある。そのために、行政の流れや関連事項を大局的に把握しうるようにつとめるのみならず、政策立案過程についてもできる限り詳細に記録するよう留意し、この時期の財政と金融との研究のために、学問的にも新たな成果を収めうることを期している。

本『財政史』編さんにあたって、監修の重任を帯びることになった私は、3名の編集委員とともに編集の大綱を練り、またすべての執筆者を

含めて、研究会を組織して、資料の蒐集・整理に当り、ついで分担執筆の作業にたずさわってきた。その間、監修者としての私の責務は、それぞれの分野についての叙述がすぐれた内容を備えた完成度を示し、しかも、全体としての『財政史』が、この期間の財政・金融政策を俯瞰するためのまとまりをもつものになるようにできる限り配慮するところにある。したがって、各巻の内容については各執筆者の責任において書かれているが、全体の統一と調整の責任は、一に監修者たる私にある。

なお、今回の『財政史』の編集方針には、従来のものに比して一つの特色があることを、おことわりしておくべきであろう。すなわち、今次『財政史』の対象期間は22年間の長きにわたり、遺された文書資料の量もまことに多かったために、資料の不足よりも、むしろ、限られた巻数の範囲内に、豊富な内容をいかに盛り込むかが、編集上最大の課題となった。そこで、予算、税制、財政投融资、金融、国際金融等の主要部門について、叙述巻と資料巻とを分離して、両者を並行して編集し、両者が補いあって一体をなすようにしようと企画した。全20巻のうち、資料巻が6巻の多きにわたるのはこの事情のためである。

明治以来、大蔵省によって4次にわたって刊行された『財政史』の成果をうけつぎ、この意義深い時代の歴史をとりまとめる仕事は、重い責任をとまなう半面、資料その他の面できわめて恵まれた条件のもとに存分に分析を進めることができる点で、研究者としてまことにやり甲斐のある仕事である。私は、編集委員、執筆者、および大蔵省の関係部局の諸氏との緊密な協力のもとに、監修の責務を全うしたいと望んでいる。なお本書の草稿は研究会において相互に検討のうえ、大蔵省内関係部局の回覧を経たものである。

終りに、私は、この事業の実現についてヒヤリングや資料の提供に応じて下さった各氏と各部局、われわれの研究と執筆にあたってあらゆる協力を惜しまれなかった大蔵省財政史室のかたがた、およびこの大著の

刊行を引き受けて下さった東洋経済新報社に対して、この場所で御礼を申しあげる。

平成2年3月

監修者 中 村 隆 英

凡 例

1. 本巻の執筆は、寺井順一が担当した。
2. 資料は原則として原文のままとしつつも、つぎのように取り扱った。
 - 資料の性質により、意味と内容を損なわないかぎりにおいて変形・修正・補訂したものもある。この場合、必要に応じて注記を加えた。
 - 漢字は、新字体に統一した。
 - 漢数字の数値について、位取りの漢数字を残してアラビア数字に直した。
 - 句読点は、カンマ・ピリオドに直した。
 - あきらかな誤字・脱字は訂正した。
3. 目次表題の作成方法はつぎのとおり。
 - 目次表題は表題、作成者、日付、資料種別(閣議決定、法律等)から構成した。
 - 表題は、原資料に表題のあるものについては、原則として、かなづかいともそのままに採用した。
 - 資料の作成者・作成日付および資料種別は、資料テキストないしは書込みから明白なもののみ記し、明白でないものの推定は注記として記した。
4. 抄録・省略の取扱いはつぎのとおり。
 - 原資料のうち一部を抄録する場合は、目次表題に〔抄〕と表示し、資料テキストの省略箇所に(略)と表示した。
5. 注記(編注)は、上掲の注記事項のほか、つぎのとおり。
 - 原資料がたて組みであった場合は、「タテ書き」と注記した。

執筆者等名簿

顧 問		
故谷村	裕	元大蔵事務次官
山口	光秀	元大蔵事務次官
監 修 者		
中村	隆英	東洋英和女学院大学家政学部教授
編集委員		
林	健久	東京大学名誉教授
石	弘光	一橋大学経済学部教授
香西	泰	日本経済研究センター会長
執筆者〔50音順〕		
浅井	良夫	成城大学経済学部教授
安藤	平	元函館税関長
伊藤	修	神奈川大学経済学部教授
伊藤	正直	東京大学大学院経済学研究科教授
小野沢	康晴	農林中金総合研究所研究員
金澤	史男	横浜国立大学経済学部教授
金子	勝	法政大学経済学部教授
小林	和子	日本証券経済研究所主任研究員
柴田	善雅	大東文化大学国際関係学部教授
神野	直彦	東京大学大学院経済学研究科教授
高橋	隆昭	元大蔵省理財局国債調査官
田近	栄治	一橋大学経済学部教授
寺井	順一	大蔵省財政金融研究所主任調査官
日向野	幹也	東京都立大学経済学部教授
兵藤	廣治	通信・放送機構顧問
堀内	昭義	東京大学大学院経済学研究科教授
宮島	洋	東京大学大学院経済学研究科教授
油井	雄二	成城大学経済学部教授

目 次

監修者のことば
凡 例

解 説

1	本巻の編集方針と構成について	1
2	財政史における基本資料	2
3	財政・会計制度に関する法律等	18
4	組織の変遷と定員の推移	24
5	人事関係資料	36

資 料

I 基 本 資 料

1 大蔵大臣の演説

(1) 昭 和 20 年 代

13-1	第13回国会池田大蔵大臣の財政に関する演説(昭和27年1月23日)	43
13-2	第15回国会向井大蔵大臣の財政に関する演説(昭和28年1月30日)	50
13-3	第19回国会小笠原大蔵大臣の財政に関する演説(昭和29年1月27日)	53

(2) 昭 和 30 年 代

13-4	第21回国会一万田大蔵大臣の財政経済に関する演説(昭和30年1月22日)	60
13-5	第26回国会池田大蔵大臣の財政に関する演説(昭和32年2月4日)	64
13-6	第34回国会佐藤大蔵大臣の財政に関する演説(昭和35年2月1日)	69
13-7	第15回IMF年次総会における水田大蔵大臣の演説(昭和35年9月28日)	72
13-8	第38回国会水田大蔵大臣の財政に関する演説(昭和36年1月30日)	73
13-9	第43回国会田中大蔵大臣の財政に関する演説(昭和38年1月23日)	78
13-10	第19回IMF年次総会における田中大蔵大臣の演説(昭和39年9月8日)	83

(3) 昭和40年代

13-11 第49回国会福田大蔵大臣の財政に関する演説(昭和40年7月30日)85

13-12 第51回国会福田大蔵大臣の財政に関する演説(昭和41年1月28日)88

13-13 第21回IMF年次総会における福田大蔵大臣の演説(昭和41年9月29日)94

13-14 第53回国会水田大蔵大臣昭和41年度補正予算等についての演説(昭和41年12月15日).....97

13-15 第58回国会水田大蔵大臣の財政に関する演説(昭和43年1月27日)99

13-16 第24回IMF年次総会における福田大蔵大臣の演説(昭和44年10月1日)103

13-17 第26回IMF年次総会における水田大蔵大臣の演説(昭和46年9月30日)105

13-18 第67回国会水田大蔵大臣の財政に関する演説(昭和46年10月19日).....107

13-19 第68回国会水田大蔵大臣の財政に関する演説(昭和47年1月29日).....110

13-20 第27回IMF年次総会における植木大蔵大臣の演説(昭和47年9月27日)114

13-21 第71回国会愛知大蔵大臣の財政に関する演説(昭和48年1月27日).....117

13-22 第28回IMF年次総会における愛知大蔵大臣の演説(昭和48年9月24日)121

2 大蔵省所管の閣議付議事項

(1) 昭和20年代

13-23 公共事業費及び食糧増産対策費等の総花的傾向について(昭和28年10月16日閣議報告)125

13-24 昭和30年度予算の編成に関する手続について(昭和29年8月13日閣議決定).....126

(2) 昭和30年代

13-25 関税及び貿易に関する一般協定への加入のための関税交渉の方針について(昭和30年2月1日閣議決定).....127

13-26 専売制度調査会の答申について(昭和35年3月29日閣議報告).....127

13-27 間接税減税による物価引下げに関する措置要領(昭和37年2月27日閣議了解)・・・128

13-28 国民貯蓄増強に関する件(昭和38年4月11日閣議決定).....129

(3) 昭和40年代

13-29 対内直接投資等の自由化について(昭和42年6月6日閣議決定).....131

13-30 財政の執行の繰延べについて(昭和42年9月5日閣議決定).....135

13-31 公共事業等の事業施行の促進について(昭和46年3月26日閣議決定).....135

13-32 米国の輸入課徴金制度の実施等に伴う当面の緊急中小企業対策について(昭和46年9月23日閣議決定)136

13-33 国際通貨情勢の変化に伴う緊急中小企業対策について(昭和48年3月14日閣議決定)138

13-34 関税及び貿易に関する一般協定(ガット)に基づく多角的貿易交渉への参加について(昭和48年8月31日閣議決定).....140

13-35 財政の執行の繰延べについて(昭和48年8月31日閣議決定).....141

3 大蔵省関係審議会等の主要な答申および報告

(1) 財政制度審議会

13-36 歳出の合理化について(昭和40年11月1日).....143

13-37a 今後の財政運営について(昭和41年12月26日)147

13-37b 減債制度について(昭和41年12月26日)152

13-38a 食糧管理制度の改善についての報告(昭和43年11月21日)156

13-38b 国鉄財政の再建についての報告(昭和43年11月21日)162

13-39 社会保障における費用負担についての報告(昭和43年11月28日).....165

13-40 公共事業の改善の方向についての報告(昭和45年1月14日).....177

(2) 関税率審議会

13-41 今後の関税政策のあり方について(昭和47年12月21日).....179

(3) 国有財産中央審議会

13-42 都市及び都市周辺における国有地の有効利用について(昭和47年3月10日).....188

(4) 金融制度調査会

13-43 預金者保護等のための制度に関する答申(昭和32年1月23日).....190

13-44 日本銀行制度に関する答申(昭和35年9月20日).....192

13-45 オーバー・ローンの是正に関する答申(昭和38年5月9日).....197

13-46 準備預金制度の活用に関する答申(昭和46年12月16日).....222

(5) 保険審議会

13-47 今後の保険行政のあり方について—とくに自由化に対応して—(昭和44年5月13日)225

(6) 証券取引審議会

13-48 社債市場育成のための当面の問題について(昭和34年11月17日).....232

13-49 内外の経済・金融情勢の変化に伴う公社債市場のあり方について(昭和48年2月5日)235

4 その他の基本資料

(1) 長期経済計画における財政・金融および対外経済政策

13-50 経済自立5カ年計画について〔抄〕(昭和30年12月23日閣議決定).....239

13-51 新長期経済計画について〔抄〕(昭和32年12月17日閣議決定).....248

13-52 国民所得倍增計画について〔抄〕(昭和35年12月27日閣議決定).....256

13-53 中期経済計画に関する件〔抄〕(昭和40年1月22日閣議決定).....273

13-54	経済社会発展計画について〔抄〕(昭和42年 3 月13日閣議決定)……………	292
13-55	新経済社会発展計画について〔抄〕(昭和45年 5 月 1 日閣議決定)……………	304
13-56	経済社会基本計画について〔抄〕(昭和48年 2 月13日閣議決定)……………	318
(2) 国際金融・対外関係事項補足資料		
13-57	貿易・為替の自由化の促進について(昭和35年 1 月 5 日閣議了解)……………	338
13-58	貿易・為替自由化計画大綱〔抄〕(昭和35年 6 月24日貿易・為替自由化促進閣僚会議決定)……………	338
13-59	貿易・為替自由化の促進について(昭和36年 7 月18日閣議了解)……………	343
13-60	10カ国蔵相会議コミュニケ(昭和38年10月 2 日)……………	343
13-61	10カ国蔵相会議コミュニケ(昭和41年 7 月26日)……………	344
13-62	10カ国蔵相会議コミュニケ(昭和42年 8 月26日)……………	345
13-63	10カ国蔵相会議コミュニケ(昭和43年 3 月30日)……………	347
13-64	輸入自由化の促進について(昭和43年12月17日閣議決定)……………	348
13-65	10カ国蔵相会議コミュニケ(昭和46年12月18日)……………	349
13-66	G10, EC 合同蔵相会議コミュニケ(昭和48年 3 月16日)……………	350
13-67	第 2 回20カ国委員会大臣会議における愛知大蔵大臣のステートメント要旨(昭和48年 3 月26日)……………	352
13-68	東京宣言(昭和48年 9 月14日)……………	353
II 財政・会計制度に関する法律等		
1 財政・会計制度に関する法律の制定および改正		
(1) 昭和 20 年 代		
13-69	財政法(昭和27年 7 月31日法律第268号改正後)……………	357
13-70	会計法(昭和29年 3 月31日法律第36号改正後)……………	362
13-71	財政法第42条の特例に関する法律(昭和29年 3 月31日法律第31号)……………	367
13-72	国税収納金整理資金に関する法律(昭和29年 3 月31日法律第36号)……………	368
13-73	財政法等の一部を改正する法律(昭和29年 5 月 8 日法律第90号)……………	371
13-74	国の所有に属する自動車の交換に関する法律(昭和29年 5 月17日法律第109号)……………	372
13-75	補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和29年 5 月28日法律第129号)……………	372
(2) 昭和 30 年 代		
13-76	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年 8 月27日法律第179号)……………	376
13-77	物品管理法(昭和31年 5 月22日法律第113号)……………	381
13-78	国の債権の管理等に関する法律(昭和31年 5 月22日法律第114号)……………	388

13-79	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律〔抄〕(昭和31年 6 月12日法律第148号)……………	398
13-80	経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和33年 7 月11日法律第169号)……………	398
13-81	国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律〔抄〕(昭和34年 4 月29日法律第148号)……………	402
13-82	農業近代化助成資金の設置に関する法律(昭和36年11月10日法律第203号)……………	402
13-83	会計法の一部を改正する法律(昭和36年11月22日法律第236号)……………	403
13-84	財政法の一部を改正する法律(昭和37年 5 月 8 日法律第108号)……………	405
(3) 昭和 40 年 代		
13-85	物品管理法の一部を改正する法律(昭和40年 4 月 1 日法律第41号)……………	408
13-86	会計法の一部を改正する法律(昭和40年 4 月 1 日法律第42号)……………	409
13-87	財政法の一部を改正する法律(昭和40年 4 月12日法律第46号)……………	409
13-88	許可, 認可等の整理に関する法律〔抄〕(昭和45年 6 月 1 日法律第111号)……………	410
13-89	許可, 認可等の整理に関する法律〔抄〕(昭和46年 6 月 1 日法律第96号)……………	411
2 その他の資料		
13-90a	会計制度簡素化案(昭和28年)……………	415
13-90b	会計制度簡素化に対する意見(昭和28年10月10日主計局)……………	416
13-91a	憲法改正と現行財政制度上改革を要する諸点(昭和29年主計局)……………	419
13-91b	財政制度の改正を要する諸点(昭和29年主計局)……………	419
13-92	財政法の一部を改正する法律案(昭和31年)……………	423
13-93	会計法改正試案要綱(昭和35年12月 7 日主計局)……………	423
13-94	臨時行政調査会「予算・会計の改革に関する意見」に対する意見(昭和39年11月17日主計局)……………	426
13-95	行政改革計画(第 1 次)について〔抄〕(昭和43年10月 8 日閣議決定)……………	435
III 機構・定員関係資料		
1 昭和 20 年 代		
13-96	行政制度の改革に関する答申〔抄〕(昭和26年 8 月14日政令改正諮問委員会)……………	441
13-97	行政機構改革に関する件(昭和27年 4 月 5 日閣議決定)……………	442
13-98	大蔵省設置法〔抄〕(昭和27年 7 月31日法律第269号)……………	444
13-99	大蔵省組織令(昭和27年 8 月30日政令第386号)……………	451
13-100	大蔵省組織規程〔抄〕(昭和27年11月 1 日大蔵省令第130号)……………	463
13-101	出先機関の整理に関し従来の改革案に現れた問題点(昭和28年 9 月24日)……………	465
13-102	財務局および財務部の機構について(昭和28年10月10日大臣官房文書課)……………	466

xii	目次	目次	xiii
13-103	国税局と財務局とを統合することについて(昭和28年10月23日大臣官房文書課).....	機構図(12) 印刷局(昭和27～48年度)	526
13-104	国税局と財務局の統合反対について(昭和28年10月23日国税庁総務課)	機構図(13) 国税庁(昭和27～48年度)	530
2 昭和30年代		13-120	大蔵省機構の新設・廃止一覧(昭和24～48年度)
13-105	主計局の内閣移管について(昭和31年1月主計局)	13-121	大蔵省関係の審議会・調査会等一覧(昭和27～48年度)
13-106	主計局移管論についての反論(昭和31年主計局)	〈参考〉 審議会・調査会等の設置目的	
13-107	予算編成の仕組についての大蔵大臣意見(昭和31年1月25日)	13-122	財政制度審議会・税制調査会・金融制度調査会の主要な答申等(昭和27～48年度).....
13-108	行政制度の改革に関する答申(昭和31年2月23日行政審議会)	13-123	大蔵省の職員定数の推移(昭和27～48年度)
13-109	行政審議会答申に関する大蔵大臣意見要旨—予算閣僚委員会について(昭和31年2月27日).....	13-124	大蔵省および中央行政組織の部局数等の推移(昭和27～48年度)
13-110	行政制度の改革及び行政運営の改善に関する大蔵大臣意見(昭和31年)	IV 人事関係資料	
13-111	第1次行政制度改革要綱〔抄〕(昭和31年3月31日閣議決定)	13-125	大蔵省主要官職歴任表(昭和24年6月1日～49年3月31日)
13-112	定員法の廃止と公務員の定数管理に関する一試案(昭和35年8月9日大臣官房文書課).....	13-126	答申・報告別審議会等委員一覧
13-113	主税局税関部の関税局への昇格について(昭和36年大臣官房文書課)		
13-114	大蔵省定員規則(昭和36年7月14日大蔵省令第46号)		
13-115	行政改革に関する意見—総論〔抄〕(昭和39年9月24日第1次臨時行政調査会).....		
3 昭和40年代			
13-116	審議会等の制度の再検討と整理統合の基本方針(試案)(昭和41年11月22日行政改革本部).....		
13-117	各省庁の一局削減について(昭和42年12月15日閣議決定)		
13-118	大蔵省定員規則(昭和44年5月21日大蔵省令第32号)		
4 新編資料			
13-119	大蔵省機構の変遷		
	機構図(1) 大蔵省(昭和24～48年度)		
	機構図(2) 大臣官房(昭和27～48年度)		
	機構図(3) 主計局(昭和27～48年度)		
	機構図(4) 主税局(昭和27～48年度)		
	機構図(5) 関税局(昭和36～48年度)		
	機構図(6) 理財局(昭和27～48年度)		
	機構図(7) 証券局(昭和39～48年度)		
	機構図(8) 管財局・国有財産局(昭和27～43年度)		
	機構図(9) 銀行局(昭和27～48年度)		
	機構図(10) 為替局・国際金融局(昭和27～48年度)		
	機構図(11) 造幣局(昭和27～48年度)		

Contents

Introduction	
I Basic Historical Records	41
1 Speeches of the Minister of Finance	43
(1) 1952-1954(Showa 27-29)	43
(2) 1955-1964(Showa 30-39)	60
(3) 1965-1973(Showa 40-48)	85
2 Matters of the Ministry Proper on the Agenda of the Cabinet Meeting	125
(1) 1952-1954(Showa 27-29)	125
(2) 1955-1964(Showa 30-39)	127
(3) 1965-1973(Showa 40-48)	131
3 Major Reports and Recommendations of the Councils Attached to the Ministry Proper	143
(1) Fiscal System Council	143
(2) Customs Tariff Council	179
(3) Central National Property Council	188
(4) Financial System Research Council	190
(5) Insurance Council	225
(6) Securities and Exchange Council	232
4 Other Basic Historical Records	239
(1) Fiscal, Monetary and External Economic Policies in the Long-term Economic Plans	239
(2) International Finance and External Economic Affairs	338
II Laws on Institution Concerning Public Finance and Account	355
1 Enactment and Revision of Laws	357
(1) 1952-1954(Showa 27-29)	357
(2) 1955-1964(Showa 30-39)	376
(3) 1965-1973(Showa 40-48)	408
2 Other Historical Records	415
III Records of Organization and Staff	439
1 1952-1954(Showa 27-29)	441
2 1955-1964(Showa 30-39)	471
3 1965-1973(Showa 40-48)	497
4 Charts	499
IV Records of Personnel	553

解 説

寺 井 順 一

1 本巻の編集方針と構成について

今回の昭和財政史シリーズ中には6巻の資料巻が含まれている。これらは、第1巻「総説」以下のいわゆる叙述巻とそれぞれ対をなすものであり、内容的には叙述巻の記述を裏づける資料、補完する資料、場合によってはスペースの関係でそこに盛り込めなかった資料が収められている。

本巻は、そうした資料巻のプロローグともいうべきもので、第1巻「総説」、第2巻「財政—政策及び制度」に対応する①財政史の基本資料、②財政・会計制度関係資料を収録するとともに、叙述巻では触れられていない③大蔵省の機構・定員および人事に関する資料を収録し、それぞれ適宜の解説を施したものである。

まず、ここで財政史の基本資料とよぶものは、昭和27～48年度の間の大蔵省行政の流れを大局的に把握するために役立つと考えられる財政金融政策の関連資料であり、大蔵大臣の演説、大蔵省所管の閣議付議事項、各種審議会の答申等から成っている。これらについては、『国の予算』に掲載されているものも少なからずあるが、基本資料とその背景となった未公開の第1次資料とを同じシリーズの中に並び立たせることにより読者の研究における利便性を高めたいとの判断から、あえてスペースを割くこととしたものである。

次に、上記に続く財政・会計制度関係資料

については、「財政法」および「会計法」の改正に関わる資料が中核となっている。そのため、構成のうで年次的な偏りが生じてしまうのはやむをえないことだが、解説を施すにあたっては、その他の財政管理に関する法律との関連にも留意しながら、財政・会計制度が果たしてきた役割や仕組みが法制史的に比較通観できるよう心がけたつもりである。

また、機構・定員については、叙述巻では体系的な記述のスペースが設けられていないため、本巻がその役割を担うこととなった。構成のうえでは、基本となる法令や行政改革関係資料の前後に大蔵省の未公開資料を配し、機構・定員問題をめぐる行政部内の動きが少しでも明らかになるよう試みている。

なお、本巻に収録した資料は、大半が財政史室所蔵文書の中から選択したものであり、出所については文書ごとに明記することを基本としているが、部内検討用の文書から抽出した場合はその整理番号を記載するにとどめた。また、それらの資料収録の順序は、項目ごとに日付順に整理し、配列した。

最後に、収録資料の対象期間についてであるが、新たに編集したものは本シリーズにおける講和条約発効以降という枠組にとらわれず、例えば、巻末の主要官職歴任表などは、「大蔵省設置法」が制定された昭和24年度まで遡って収録した。

2 財政史における基本資料

本項には68点の資料を収めたが、その配列は、(1)大蔵大臣の財政演説およびIMF年次総会における演説、(2)大蔵省所管の閣議決定・閣議了解・閣議報告事項、(3)大蔵省の内部部局が主管する審議会・調査会の主要な答申および報告、さらに、(4)その他の基本資料の順となっている。なお、その他の基本資料とは、経済審議会が立案した長期経済計画、大蔵大臣が出席した国際会議の共同コミュニケ等である。

(1) 大蔵大臣の演説

財政演説

「Opening the Budget(予算演説を行う)」という言い方は、議会史の発展過程の中で予算審議と議決に関する慣行が成立したイギリスにおいて18世紀の中頃から使い始められたものである。「budget(予算)」については、もっと以前から使われていたが、そもそもこの言葉は書類を入れる鞆の類を意味し、冒頭の譬が示すとおり、同国では今日においても大蔵大臣が国会の議場に鞆をもって登場し、そこから取り出した予算書をもとに歳入歳出両面における政策運営の基本方針を国民の前に明らかにする習わしとなっている(「実業界はその書類鞆の中身によって好況か不況かが決まるものと信じて疑わない」U. K. Hicks, *Public Finance*, 1951)。

一方、わが国においては、大日本帝国憲法発布の翌年明治23(1890)年の12月6日、第1回帝国議会において、松方正義大蔵大臣が明治24年度歳計予算の概要説明を行って以来、首相の施政方針演説に引き続いての蔵相の議場演説が慣例となり、予算、租税制度ならびに広く経済情勢等について言及するところと

なった。さらに、この演説の呼称については、松方蔵相が冒頭で「本官ハ、財務ノ局ニ当リ、明治二十四年度歳計予算ヲ提出致シマシタニ就キマシテ、其ノ大要ヲ陳述シヤウト致シマス」と述べたことから、「財務ノ局ニ当」る者の演説ということで、財政演説と呼ばれている。

なお、各国の大蔵大臣の立場は、当然にその国の大蔵省の機能や権限といったものによって差異があり、イギリスでは今日でも、そのポストは経済政策の指導者として欧州諸国のいずれの国にも見られないほど強力である。一方、アメリカの場合は、ルーズベルト大統領時の1939年に予算編成事務を手放して以来、財務長官の地位は、実質的に歳入の管理者にすぎないとされている(その後、フーバー委員会が大統領府の予算局を財務省に統合するよう勧告し財務長官の権限強化が提案された経緯については、本巻収録の主計局資料13-105「主計局の内閣移管について」にも触れている)。このように、大蔵大臣の地位は、その国の行政の伝統によって規制され、時代背景とともに変容していると考えられる。わが国の戦後の大蔵大臣の立場は、経済の復興からさらなる成長拡大へと財政運営の主眼がシフトする中で、歳入歳出予算と政策課題との調和を勘案しつつ、適切な財政金融政策を立案実施する責任者であったといえる。そうしたことから、ことに講和以降昭和30年代初頭にかけての大蔵大臣の財政演説は、年々編成される予算が国家と国民の命運を左右するものであるという自覚に溢れ、時として、国民の士気を鼓舞する口調ともなった。

以下、「財政金融政策の動向と大蔵大臣の演説」において、本巻に収録した財政演説の

背景となった諸事情を概説する。

IMF年次総会における大蔵大臣の演説

わが国の大蔵大臣がIMF(国際通貨基金)と初の接渉をもったのは、占領下の昭和25(1950)年4月、池田勇人蔵相によってであった。それから1年余を経て司令部経由のIMF加盟申請書が提出され、27(1952)年4月18日に割当額の受諾を閣議決定し、8月14日には正式に加盟調印の運びとなった。

一方、IMF年次総会は基金発足の翌21(1946)年から毎年1回開催され、わが国の大蔵大臣は正式加盟になった直後の第7回総会から出席している。IMFの管理機構は、総務会(Board of Governors)、理事会(Executive Directors)、専務理事(Managing Director)からなり、最高意思決定機関の総務会については、わが国では大蔵大臣が総務、日本銀行総裁が総務代理となっている。総務会によって開催される年次総会においては、集中討議を含む議事日程の中で、総裁、専務理事等の演説(年次報告)、さらに、各国総務の演説が行われ、最終日には同一日程内に開催されるIBRD(国際復興開発銀行：世銀)、IFC(国際金融公社)、IDA(国際開発協会：第二世銀)総会との総括演説が行われる、というスケジュールが通例である。

昭和27(1952)～48(1973)年の間におけるIMF・世銀等総会の開催状況およびIMF総会で代表演説を行ったわが国の大蔵大臣は下記のとおりである。本巻に収録した演説は、貿易と為替の自由化が進展した昭和30年代以降(「貿易・為替自由化計画大綱」が決定された35年から資本自由化措置が完了した48年まで)のものであるが、それらはいずれもわが国経済の現状と政府による諸般の取組みについて関係国の理解を求めるとともに、国際金融協力への寄与を約束するステートメントのかたちをとっている。

・第7回総会 メキシコ・シティー

1952.9.3～9.12 (池田大蔵大臣)

・第8回総会 ワシントン

1953.9.9～9.12 (小笠原大蔵大臣)

・第9回総会 ワシントン

1954.9.24～9.29 (小笠原大蔵大臣)

・第10回総会 イスタンブール

1955.9.12～9.16 (一万田大蔵大臣)

・第11回総会 ワシントン

1956.9.24～9.28 (一万田大蔵大臣)

・第12回総会 ワシントン

1957.9.23～9.27 (一万田大蔵大臣)

・第13回総会 ニューデリー

1958.10.6～10.10 (佐藤大蔵大臣)

・第14回総会 ワシントン

1959.9.28～10.2 (佐藤大蔵大臣)

・第15回総会 ワシントン

1960.9.26～9.30 (水田大蔵大臣)

・第16回総会 ウィーン

1961.9.18～9.22 (水田大蔵大臣)

・第17回総会 ワシントン

1962.9.17～9.21 (田中大蔵大臣)

・第18回総会 ワシントン

1963.9.30～10.4 (田中大蔵大臣)

・第19回総会 東京

1964.9.7～9.11 (田中大蔵大臣)

・第20回総会 ワシントン

1965.9.27～10.1 (福田大蔵大臣)

・第21回総会 ワシントン

1966.9.26～9.30 (福田大蔵大臣)

・第22回総会 リオ・デ・ジャネイロ

1967.9.25～9.29 (水田大蔵大臣)

・第23回総会 ワシントン

1968.9.30～10.4 (水田大蔵大臣)

・第24回総会 ワシントン

1969.9.29～10.3 (福田大蔵大臣)

・第25回総会 コペンハーゲン

1970.9.21～9.25 (福田大蔵大臣)

・第26回総会 ワシントン

1971.9.27～10.1 (水田大蔵大臣)

・第27回総会 ワシントン

1972.9.25～9.29 (植木大蔵大臣)

・第28回総会 ナイロビ

1973.9.24～9.28 (愛知大蔵大臣)

(出所) 大蔵省資料 Z 18-505所収の日程表等から作成。

財政金融政策の動向と大蔵大臣の演説

① 昭和20年代

資料13-1「第13回国会池田大蔵大臣の財政に関する演説(昭27.1.23)」は、日付のうえでは対日講和条約が発効する4月28日以前のものであるが、わが国独立の歓びと経済の自立へ向けての決意を率直に表明した歴史的演説文であるため、本巻の冒頭に収録したものである。同じ年に『均衡財政』を著した池田勇人蔵相は、ここでは、総合収支の均衡を図る施策について広く国民の理解と奮起を求め、経済全体における資本ストックの不足を重大な弱点として指摘したうえで、朝鮮動乱ブーム後の反動に備えた経済基盤作りの必要性を訴えている。

なお、朝鮮動乱(昭25.6.25～28.7.27)がもたらした特需景気は、26年7月の停戦と世界的な景気後退の影響からすでに翳りがみられ、やがて、国内景気は急速に悪化するに至った。これに対して、政府は、27年度補正予算(昭27.12.24成立)以降は景気拡大を目標とする財政政策を実施した。

講和発効年度の予算は司令部によっても抑制がかけられていたが、独立後は、各省庁の要求段階で一般公共事業費等を中心とする財政需要が一挙に噴出することとなる。また、防衛関係費の規模をめぐって政治的にも大きな論議となった。戦後初の自主編成となった28年度予算案は、当初第15回国会に提出されたが、吉田首相の発言問題による衆議院解散の煽りを受けて審議未了となり、最小限の修正を加えた予算案が次の第16回国会で成立した。資料13-2「第15回国会向井大蔵大臣の財政に関する演説(昭28.1.30)」では、一般会計の収支均衡を図りつつも、27年度補正予算に引き続き財政投資を活用した弾力的な運営を実施する方針が打ち出された。また、経費配分にあたっては、米国側の了解のもとに防衛関係費を削減し、経済力の増強、民生の安

定等に振り向けたことを強調している。

28年の国内経済は前記の積極財政の効果などから春頃には上昇に転じたが、輸入の増加と輸出の伸び悩みによって国際収支が次第に悪化したため、大蔵省は総需要を抑制するための緊縮予算を編成することとした。資料13-3「第19回国会小笠原大蔵大臣の財政に関する演説(昭29.1.27)」では、国際収支の赤字基調を修正するためのインフレ抑制を29年度予算編成の基本方針としつつ、公共事業費、食糧増産対策費、輸入食糧補給金等の大幅な歳出削減を盛り込むことにより、一般会計の予算総額を1兆円未満(9995億円)にとどめたことを「国民輿論の一致した要望」であったと述べている。結局、29年度予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計の新設(昭和29年法律第103号)が歳出削減に寄与したこともあって「1兆円予算」の姿で29年4月に自然成立し、25年度以降続いていた予算規模の拡大傾向が是正されることとなった。なお、当初予算としてはその後31年度までおおよそ1兆円規模で編成された。

② 昭和30年代

昭和20年代に戦後復興をほぼ達成したわが国経済は、朝鮮特需の反動によるいわゆる「29年不況」をのりこえ、29年11月からは長期的な景気回復へと移行した。特に、31年度は設備投資の大幅増加によって景気は急速に拡大し、32年6月のピークを迎えるまで「神武景気」が現出した。

資料13-4「第21回国会一万田大蔵大臣の財政経済に関する演説(昭30.1.22)」は、「29年不況」克服の手応えをもとに、昭和30年代の幕開け、ことに国際社会への本格的な参入開始を強く意識した内容となっている。日本銀行総裁からの就任となった一万田蔵相は20年代を顧みて、その経済復興は急速であったものの、産業技術の立ち遅れや企業の過大な借入依存など経済構造が脆弱なまま推移してきた点を認めている。一方、以後は、国際経済における貿易・為替の自由化に足並みを合わ

せるべく、国際収支の実質的な改善と均衡維持を図る必要があるとし、また、政府として次の段階における経済の拡大発展と完全雇用の達成に目標を置いた「総合経済6カ年計画」(経済審議庁立案)を準備中であることについて付言している。なお、30年6月7日付でわが国は「関税及び貿易に関する一般協定」(GATT)への加入条件に関する議定書に正式に調印した。

資料13-5「第26回国会池田大蔵大臣の財政に関する演説(昭32.2.4)」は、「神武景気」の終期間近に行われたものである。当時としては、持続的な経済成長によりかなりの自然増収が見込めるようになり、歳出増加と大幅減税とを同時に実施するという施策が可能となった。こうして、32年度予算において、約2000億円の自然増収の半分を所得税減税に、半분을積極財政に活用するという「1000億減税・1000億施策」が掲げられた。以後は、予算編成にあたって見込み税収を減税と追加的支出とに振り分ける手法が定着することとなった。また、この時、大蔵大臣自らが国民皆保険の達成(昭和36年に実現)に向けて努力すると述べている点が注目される。

「神武景気」の最中の31年央以降は、卸売物価が高騰し、一方、輸入の急増によって国際収支が悪化した。このため、32年に入ってから政策運営は引締め基調に転じた。公定歩合は32年中に2回にわたって引き上げられ、輸入抑制のためにポンド・ユーザンスの期限短縮、輸入担保率の引上げが実施された。財政面においても、財政投融资、公共事業費等の繰延べが実施された。さらに、外貨危機対策として緊急政策パッケージが発動されるに至って、国際収支に顕著な改善がみられるようになった。しかし、景気は32年央以降後退局面を迎え、「なべ底不況」とよばれる状況が続いた。

33年度に入ってから、国際収支の黒字基調が定着する一方で、景気の停滞が一層深刻化した。このため、前年に実施された引締め

政策は次第に緩和されていった。金融面では、33年中に3回にわたって公定歩合が引き下げられ、財政面においても、公共事業の施行促進が決定された。こうした引締め緩和により景気は再び回復基調にのり、今度は33年6月から36年12月までの「岩戸景気」が現出する。ここでも、民間設備投資の寄与が大きく、技術革新関連の投資が急増した。こうして、この間の実質経済成長率(旧SNA基準)は、34年度11.2%、35年度12.5%、36年度13.5%という高度成長が達成された。

「岩戸景気」の進行とほぼ時を同じくして、わが国経済の長期的発展、国民生活の向上、雇用の拡大を目標とする「国民所得倍增計画」が策定された。すなわち、この長期経済計画は34年12月に経済審議会に諮問され、翌35年12月池田内閣のもとで閣議決定(資料13-52)の運びとなった。

資料13-6「第34回国会佐藤大蔵大臣の財政に関する演説(昭35.2.1)」は35年度予算案に関するものであるが、この予算案は当初「国民所得倍增計画」に基礎を置いて策定されるはずであった。しかし、34年9月の伊勢湾台風の被害があまりにも甚大であったため、予算編成は災害対策を優先する方法で行われることとなり、さらには、治山治水特別会計の新設問題(昭和35年法律第40号により治水特別会計が新設)や防衛分担金の負担解除に伴う防衛庁費増額等の問題を中心に政策論議が展開された。こうして、池田内閣誕生後における財政演説資料13-8「第38回国会水田大蔵大臣の財政に関する演説(昭36.1.30)」が、「国民所得倍增計画」の構想に沿って編成された最初の予算案を説明する機会となった。

なお、「国民所得倍增計画」の課題の1つに産業基盤整備を優先させた社会資本の充実があったが、これは、貿易・為替の自由化に対応する経済力強化の方策でもあった。水田蔵相は、上記の財政演説を行う前年にIMF年次総会に出席している。資料13-7「第15回IMF年次総会における水田大蔵大臣の演説

(昭35.9.28)」は水田蔵相が46年の総会まで通算5回行うこととなる代表演説の初回を飾るものであったが、ここでは、欧州諸国を中心とした自由化の進展に迫いつくためわが国が着実に努力を重ねつつあることが強調された。事実、35年1月にはすでに貿易・為替自由化促進閣僚会議が設置されており、6月に「貿易・為替自由化計画大綱」(資料13-58)を決定、翌36年7月には自由化の半年繰上げ実施を閣議了解(資料13-59)している。

その後、30年代半以降の国際収支動向は、35年以降の貿易外収支の慢性的な赤字拡大にともなう経常収支の傾向的赤字というかたちで要約される。そして、「神武景気」の場合と同様に、こうした国際収支の悪化が景気抑制策への転換を余儀なくさせたのだった。

36年についてみると、貿易収支の赤字転化により経常収支が赤字となり、外貨準備高も4月末をピークに減少を続けた。こうした国際収支の悪化に対して、公定歩合が引き上げられ、さらに、同年9月、政府は「国際収支改善対策」を決定した。これによって、金融面では、公定歩合の再引上げ、預金準備率の引上げ等が実施される一方、財政面では、財政執行の一部繰延べが行われた。以上の引締め政策により、景気は同年12月をピークに後退し始めた。37年度予算案に関する水田大蔵大臣の財政演説(昭37.1.19)では、こうした引締め政策が中小企業等へのしわ寄せとならないよう配慮するとされ、国際収支改善のための輸出振興策等に力を入れる方針が示された。なお、37年中央には、経常収支は黒字基調となり、国際収支改善を目的とした引締め政策は秋以降は緩和に向かった。

37年の不況下においては、公債発行論や減債制度の見直し論など景気の立て直しを図るための財源確保の方法が検討され、景気刺激の具体策へと論調が移ることとなる。資料13-9「第43回国会田中大蔵大臣の財政に関する演説(昭38.1.23)」で蔵相は、38年度の経済政策の焦点は輸出力の増大にあると明言し、

貿易・為替の自由化に努め、引き続き「国民所得倍增計画」に沿った長期的・構造的諸施策を遂行する方針を示した。

37年10月に底を打った景気は、以後回復に向かったが、38年に入ると再び経常収支が悪化傾向を示した。また、38年7月にケネディ米大統領がドル防衛のための「国際収支特別教書」を発表した(ケネディ・ショック)ため、わが国の国際収支への悪影響が懸念され、38年末以降は金融引締めが再開された。

翌39年は、わが国のIMF 8条国への移行(4月1日)、OECDへの加盟(4月28日)が実現した年である。これによって、35年の「貿易・為替自由化計画大綱」決定後進められてきた貿易と資本の自由化と合わせ、わが国は本格的な開放経済体制を築くに至った。なお、この年、IMF年次総会が初めてわが国で開催されている。資料13-10「第19回IMF年次総会における田中大蔵大臣の演説(昭39.9.8)」では、IMF・世銀による援助と協力を高く評価すると述べているが、これは、39年3月に、国際収支悪化対策としてIMFとの間にスタンド・バイ取決めが結ばれたこと等に対し謝意を表したものである。

③ 昭和40年代

昭和38年に国際収支の悪化から引締めに転じたわが国経済は、深刻な「40年不況」に陥った。このため、40年に入ってから公定歩合は3回にわたって引き下げられた。また、財政面においては、40年6月に財政支出の繰上げ、公共事業の執行促進等を決定し、7月には財政投融资の追加を行うとともに、大蔵省の関係審議会・調査会(財政制度審議会、金融制度調査会、証券取引審議会)を中心に40年度予算の財源不足に対処するための公債発行の準備を進めた。40年度予算は当初均衡予算であったが、税収不足が明らかとなったため、大蔵省は歳入補填の公債発行を盛り込んだ補正予算を組んで景気の下支えを図ることとした。

資料13-11「第49回国会福田大蔵大臣の財

政に関する演説(昭40.7.30)」は、40年度補正予算(第1号)に関するものであるが、「財政法」施行以来維持されていた公債不発行主義の転換を公式に表明したことが注目される。次いで、第51回国会における福田大蔵大臣の昭和40年度一般会計補正予算(第3号)等についての発言(昭40.12.20)では、公債政策によってインフレを招くことがないように市中消化の原則等を貫くこととした旨明言し、2590億円の公債発行を盛り込んだ当該補正予算は年内(12月27日)に成立、翌年1月には「昭和40年度における財政処理の特別措置に関する法律」(昭和41年法律第4号)が制定され、40年度限りの歳入補填公債(赤字公債)が発行されることとなった。なお、41年度予算は資料13-12「第51回国会福田大蔵大臣の財政に関する演説(昭41.1.28)」のとおり、財政法第4条第1項但書に基づく建設公債を発行し、積極的に有効需要の拡大を図ることとした。

資料13-13「第21回IMF年次総会における福田大蔵大臣の演説(昭41.9.29)」は、わが国が景気回復のため積極的な財政金融政策を実施するとともに、国際収支の不均衡是正を図ったことによる成果について言及し、対内・対外両面における均衡調和を実現することの重要性を関係国に呼びかけている。

資料13-14「第53回国会水田大蔵大臣昭和41年度補正予算等についての演説(昭41.12.15)」では、わが国経済の予想を上回る回復によって、もはや財政と金融による需要創出的政策を必要としない状況に至ったとの認識のもとに、景気に対する中立的な財政政策への転換を宣言している。事実、40年中央以降の積極的な財政政策の効果と輸出の好調に支えられて、景気は40年秋以降回復に向かっていた。41年に入ると民間設備投資を中心に本格的な回復となり、45年7月までの4年9カ月に及ぶ「いざなぎ景気」が現出した。この間の実質国民総生産(旧SNA基準)をみても、41年度11.1%、42年度13.1%、43年度12.7%、44年度11.0%、45年度10.4%と安定的な高度

成長を続けた。この好況の最中、国際収支が悪化したため、42年秋からは公定歩合が引き上げられるとともに、財政執行の繰延べを決定(資料13-30)し、43年初にも公定歩合が引き上げられるなど、抑制ぎみの景気調整政策を行った。このため、43年初から44年初までは景気の微調整と失速現象がみられた。

43年度の予算編成にあたって大蔵省は、「財政硬直化」打開のキャンペーンを実施した。「財政硬直化」とは、社会保障経費等のいわゆる当然増経費にみられるような福祉国家における財政膨張の圧力を経済情勢に即応して弾力的にコントロールできない状況を示す言葉として用いられた。資料13-15「第58回国会水田大蔵大臣の財政に関する演説(昭43.1.27)」では、こうした状況に対して、財政規模の増加率の抑制や公債発行額の大幅な減額などの方策を打ち出している。このように、43年度予算では、国際収支の均衡回復という目標のもとに景気抑制的な政策スタンスを維持することとなった。

その後、43年春には国際収支は黒字を回復し、8月には景気調整策は解除され、公定歩合の引下げが行われた。こうして、民間設備投資と輸出の増大により、さらに景気の上昇が続いた。この頃、わが国においては国際競争力の強化から国際収支は黒字基調に転化し、国内需要が拡大し需要が逼迫しても輸出は鈍化せず、むしろ物価の騰勢が成長を抑えるというパターンが現出した。

資料13-16「第24回IMF年次総会における福田大蔵大臣の演説(昭44.10.1)」は、この年の総会が国際流動性不足に対処するため創設されたSDRの最初の配分を決定する記念すべきものであることを強調し、為替制度の改革問題については、協定改正を伴う制度変更は手続面の困難さからしても現実的でなく、むしろ各国による経済運営の改善が基本となる旨の意見を述べている。

44年中央には、国内需要の逼迫に海外のインフレ傾向が加わって、従来安定していた卸売

物価の騰勢が強まり、消費者物価もかなりの上昇を示した。このため、国際収支黒字下における金融引締めが実施され、財政面においても、44年度予算に引き続き、45年度予算も抑制基調で編成された。また、物価対策閣僚協議会を中心に流通機構の整理、公共料金の凍結等の物価対策が実施された。これにより、45年央には卸売物価は下落し、民間設備投資の伸び率鈍化がみられ、景気は下降することとなった。

このように、景気の停滞感が強まったことを受けて、45年秋から実施された金融の緩和策が46年にも継続(公定歩合は年内に4回引下げ)され、財政面においても、46年度予算の執行にあたり公共事業の施行促進が実施された。資料13-18「第67回国会水田大蔵大臣の財政に関する演説(昭46.10.19)」は46年度補正予算案に関するものであるが、当該補正予算には公共事業の追加、所得税減税、公債増額等が盛り込まれた。

一方、わが国の国際収支は、45年下期から黒字幅を拡大し、46年に入っても大幅な黒字基調を続けた。この間、ドルの国際信認の低下によりマルク投機が起こり、円に対しても切上げ圧力が強まった。これに対し、政府は6月の輸入の自由化促進、関税引下げの促進等を内容とする総合的対外経済対策(第1次円対策)を決定した。また、円切上げ回避のために景気浮揚策が強化され、公定歩合の引下げとともに公共事業の施行促進(資料13-31)等を内容とする景気対策が決定された。

IMF・GATTを基軸とする戦後の経済体制も、昭和40年代央には大きく揺らぐこととなった。たび重なるドル防衛策にもかかわらず、アメリカの国際収支は悪化を続けたため、46年8月15日(日本時間では16日)、ニクソン大統領はドルと金の交換停止および輸入課徴金の賦課を発表した(ニクソン・ショック)。資料13-17「第26回IMF年次総会における水田大蔵大臣の演説(昭46.9.30)」は、こうしたアメリカの対応が国際通貨体制の危機を

招くこととなった点を指摘したうえで、SDRの育成強化を提案するとともに、固定相場制の維持が必要であるという考えを述べている。しかし、その後各国は一時的に変動相場制に移行し、46年12月18日にはスミソニアン会議(第21回10カ国蔵相会議)において多角的通貨調整を合意するに至った。円は翌19日付で1ドル=308円に切り上げられ、わが国も変動相場制への移行に備え、インフレ抑制や中小企業対策等の国内問題への取組みを迫られることとなった。

ニクソン・ショックによってわが国の産業界には先行き不安が広がり、景気は停滞色を深めた。このため、47年度予算は景気回復に主眼をおいて積極的に編成された。資料13-19「第68回国会水田大蔵大臣の財政に関する演説(昭47.1.29)」では、通貨調整にともなう国際経済の環境変化に即応しつつ、国内経済の停滞を打開するための財政規模の拡大をうたっている。また、同じ年の資料13-20「第27回IMF年次総会における植木大蔵大臣の演説(昭47.9.27)」では、わが国の政策運営の基本方針を述べるにあたって、公害問題など高度経済成長が生み出した「ひずみ」を注視し、国民生活優先、社会投資中心の経済への転換を図る方針を明示している。

47年に入ると、景気は個人消費、民間住宅投資を中心に緩やかな回復に転じたが、スミソニアンの通貨調整後も国際収支の黒字基調が続き、円の再切上げの圧力も生じてきたので、公定歩合の引下げ、公共事業の施行促進など景気回復の促進を図るとともに、5月と10月に総合的対外経済対策(第2次、第3次円対策)が改めて実施された。こうした中で、景気は設備投資の拡大等により急速な上昇局面に入った。通貨調整過程における外国為替資金会計の大幅散超によって生じた過剰流動性は、このような景気上昇期にインフレ要因として働き、47年央から物価の上昇が目立ち始めた。

資料13-21「第71回国会愛知大蔵大臣の財

政に関する演説(昭48.1.27)」は、福祉の向上、物価の安定、国際収支の早期均衡回復(貿易黒字の是正)という3つの課題について、同時に解決することを迫られたわが国の現状を説明するとともに、これらの目標達成へ向けてのポリシー・ミックスの進め方について述べたものである。

48年に入ると、景気は過熱状態となり物価が高騰した。卸売物価は48年3月、消費者物価は5月に前年同月比上昇率がそれぞれ10%を突破した。このため、金融面においては48年の間に、預金準備率および公定歩合がそれぞれ4回引き上げられるとともに、日銀の窓口指導が強化された。なお、この間、48年2月にはドルの再切下げが行われると、円を始めとする各国通貨は変動相場制に移行し、スミソニアン体制は崩壊した。

資料13-22「第28回IMF年次総会における愛知大蔵大臣の演説(昭48.9.24)」で蔵相は、変動相場制が自動的に国際収支均衡への期待感を高めることとなり、そのことがインフレの招来へとつながりかねないとの懸念を示し、この制度を長期にわたって採用すべきではないと述べている。また、国内政策については、財政演説で国民の前に明らかにした3つの課題のうち、貿易黒字の是正の成果を具体的にとり上げる一方、引き続きインフレ抑制に注力する決意を明らかにしている。

こうした状況下において第1次のオイル・ショックが重なったため、いわゆる狂乱物価が現出するに至った。このため、政府は一転して強力な総需要抑制策を講じ、48年の4月と6月に公共事業の執行抑制を決定するとともに、8月には財政執行の繰延べを決定(資料13-35)した。また、物価対策閣僚協議会においては2回にわたって物価対策を決定し、財政金融両面の措置のほかに、個別の物価対策が展開された。しかし、これらの対策が十分な効果を発揮しえず、48年末から景気は急速に下降し、49年度には戦後初のマイナス成長を記録することとなった。

(2) 大蔵省所管の閣議付議事項

大蔵省の主管もしくは他省庁との共管による閣議付議事項の中から、ここでは、対象期間の内外経済情勢を勘案しながら重要施策に関するものや予算制度とその執行に関するものを収録した。

① 昭和20年代

昭和20年代末から30年代の初めにかけて、わが国財政は均衡、緊縮を目標に運営された。資料13-23「公共事業費及び食糧増産対策費等の総花的傾向について(昭28.10.16)」は、29年度予算の編成過程において「1兆円予算」を実現するため、特に歳出圧力の強い公共事業費および食糧増産対策費等の根本的な見直しを図る方針を示したものである。ここでいう総花的傾向とは、これら事業費の構成が多数の小規模工事を集積した形となっており、予算配分の細分化、非効率化が目立つ状態にあるという趣旨であった。そして、総花的傾向によって緊要な社会資本整備に足踏みがみられるとの基本認識から、29年度予算では河川、港湾、道路等工事の新規着工を抑制する措置がとられることとなった。

資料13-24「昭和30年度予算の編成に関する手続について(昭29.8.13)」は、標準予算制度の導入および定員定額方式の導入等に関する閣議決定である。標準予算は、予算編成に先立って大蔵省が標準的な予算額の枠組みを決定しておき、これに対して、各省庁が新規経費のみの要求書を提出するという方法である。戦前以来こうした制度が復活した理由には、経済の安定によって所要経費全体を見直す必要性が薄れたこともあったが、30年度予算を引き続き「1兆円予算」として位置づける狙いが大きく働いていたためでもあった。

② 昭和30年代

わが国が経済国際化の潮流に乗り遅れないためには、仮加盟の状態にあったGATTへの正式加盟を急ぐ必要があった。

資料13-25「関税及び貿易に関する一般協

定への加入のための関税交渉の方針について(昭30.2.1)」は、30年2月21日からジュネーブで開催されたGATTの関税交渉に臨む政府の基本方針に関する決定である。この時点でわが国は、アメリカ、ドイツ、インドネシア等12カ国について関税率譲許要求表の交換を終わっていたが、GATTへの正式加盟にはこれら既締約国との交渉が前提となっていた。貿易相手国に対する関税率の譲許要求は、わが国が主要な供給国であるか否か、および、わが国の特産品について、相手国の関税率の水準、経済力、わが国との貿易状況、既往のGATT関税交渉による譲許の程度を考慮して決定することとされた。また、譲許の方法については関税率の引下げ、据置き、最高限度の設定の3つの方法によること、交渉国の一方はその提供する譲許内容と同等以上の譲許を相手国に要求されないこと等を基本原則として、わが国の関税交渉が進められた。なお、この交渉の結果、同年6月7日にはGATTへの加入条件に関する議定書が調印(9月10日発効)された。

資料13-26「専売制度調査会の答申について(昭35.3.29)」は、日本専売公社の経営方式および専売制度の改善に関する答申を閣議に報告したものである。

たばこ・塩の専売事業については、講和条約発効後、国内需要を満たすため増産が図られた結果、昭和30年代に入るとそれぞれ目標量に達し、逆に、生産調整の必要性が生じた。特に33年度以降はたばこ耕作の減反と塩田の整理が専売政策の中心課題となった。その後、急速な経済成長によりたばこについては需要が増大し、37年度以降増反に転じたが、塩業については、34年3月31日に「塩業整備臨時措置法」(昭和34年法律第81号)が公布され、34年度は企業の自主廃止期間とされるなど大規模な塩田整理が行われた。こうした需給調整が行われる中で、34年4月から1年間設置された専売制度調査会において公社の企業性等の問題について検討され、それぞれの事業

の存続を前提とした当面の事業運営の指針が取りまとめられた。

次に、資料13-27「間接税減税による物価引下げに関する措置要綱(昭37.2.27)」は、酒税、物品税、入場税の減税を、物価の引下げ実施によって一般消費者に知らせるための措置に関するものである。36、37年度は「国民所得倍增計画」がスタートして間もなく、社会保障の充実や公共投資の推進とともに減税は中心施策として位置づけられていた。直間比率については、30年代前半ほど直接税が重視されるという方向にはなかったが、36年から赤字基調となった国際収支の改善に資する意味から、消費刺激につながる税目の減税は避けられ、物価の鎮静化につながる税目について重点的な減税が図られた。特に、物品税については、減税関係品目の値下げに対する政府機関の行政指導が積極的に行われるところとなった。

38年に入ると、経常収支の悪化傾向がみられる中で、貿易・為替自由化の推進を図りながら経済を安定成長に導く必要性が認識された。輸出の増強と産業基盤強化の観点から、国内産業の体質改善のための資金の円滑な供給が必要と考えられ、政府はこの財源を健全な貯蓄に求めるとともに、国民貯蓄の増強に従来以上に力を入れることとなった。資料13-28「国民貯蓄増強に関する件(昭38.4.11)」では、その第一の方法として、預貯金利子の「所得税法」上の分離課税制度について10%の源泉徴収税率を5%引き下げることと、第二に、従来の国民貯蓄組合員のみならず一般国民を対象とする少額貯蓄の優遇措置等が決定された。なお、この決定に先立って、38年3月には「国民貯蓄組合法」(昭和16年法律第64号)が廃止され、貯蓄増強のための優遇措置として少額貯蓄非課税制度が「所得税法」に規定された。また、38年8月には大蔵省貯蓄推進本部および貯蓄増強中央委員会(日本銀行貯蓄推進部)によって「貯蓄推進員委嘱要領」が作成され、貯蓄実践地区、貯蓄

組合等貯蓄実践組織の活動強化が図られることとなった。

③ 昭和40年代

資料13-29「対内直接投資等の自由化について(昭42.6.6)」は、わが国の第1次資本自由化方針に関する閣議決定である。資本自由化に関する累次の外資審議会答申は本シリーズ第18巻「資料(6)国際金融・対外関係事項」に採録され、また、叙述巻の第12巻「国際金融・対外関係事項(2)」においては、それぞれ「資本自由化の開始」、「足踏みする資本自由化」、「本格化する自由化」、「円切上げ圧力のなかの資本自由化」と題して詳細な解説が施されている。

資料13-30「財政の執行の繰延べについて(昭42.9.5)」は(1)で述べた42年秋の景気抑制政策に関する閣議決定であり、資料13-31「公共事業等の事業施行の促進について(昭46.3.26)」は46年春の景気浮揚対策に関する決定である。また、資料13-35「財政の執行の繰延べについて(昭48.8.31)」は、48年夏の総需要抑制政策に関するものである。いずれも公共事業費等の公共投資を対象としているが、それは、この種の経費が景気動向に対して最も影響を与えやすいことによるほか、他の経費に比べ施行を弾力的に調整し実施に移しやすいことによるものであった。なお、48年下半期における繰延べ措置は、上半期よりも広範囲にわたっており、財政投融资対象事業(公庫等の融資事業)も新たな対象となった。

資料13-32「米国の輸入課徴金制度の実施等に伴う当面の緊急中小企業対策について(昭46.9.23)」は、ニクソン・ショック直後のわが国の対応に関する政府決定である。ここでは、財政金融の両面において、輸出関連の中小企業の経営安定化のための具体的な措置を定めている。さらに、資料13-33「国際通貨情勢の変化に伴う緊急中小企業対策について(昭48.3.14)」は、資料13-32の決定および46、47年度に実施された輸入外貨預託の増

額措置等続く中小企業の経営安定化のための追加措置であった。ここにいう国際通貨情勢の変化とは、48年2月14日のわが国の変動相場制への移行を指すものであり、かつ、そうした事態が事実上円の再切上げを意味し、輸出関連の中小企業は大きな打撃を被るとの経済界の見方が背景となっていた。政府は、対外的には貿易・資本自由化を促進し、対内的には内需の拡大や社会資本整備等を推進する旨表明した。しかし、4月以降は、景気の過熱と狂乱物価に対処するため、それまでの拡大政策から金融引締めと財政支出の調整へと方針を転じた。

資料13-34「関税及び貿易に関する一般協定(ガット)に基づく多角的貿易交渉への参加について(昭48.8.31)」は、GATTの発足後四半世紀を経過し、以来7回目の貿易交渉に臨むための政府の基本方針を決定したものである。関税とともに非関税障壁、セーフガード等にも重点が置かれ、さらに、開発途上国問題について「特別の考慮」が明記されたことが注目される。なお、同年9月12日から東京で開催されたGATT閣僚会議において上記の貿易交渉の開始が正式に決定されるとともに、「東京宣言」(資料13-68)が採択された。

以上、個別案件について解説してきたが、予算編成プロセスに関連する閣議付議事項については、本シリーズ第14巻「資料(2)予算」の年度別日程表において日付と件名が確認できるようにしているので、参照されたい。

(3) 大蔵省関係審議会等の主要な答申および報告

大蔵省の政策決定や業務方針の決定に関与し、昭和27～48年度の間に機能していた審議会等は、資料13-121「大蔵省関係の審議会・調査会等一覧」のとおり40余に及ぶ。また、大蔵本省の附属機関に限定すると、その数は29となる。ここに収めた資料は、後者の機関によって取りまとめられた答申や報告であり、各種の制度改正や予算編成作業の背景を知る

うえで幾つかのポイントとなる事項が含まれている。

なお、既刊の資料巻に収められた答申等から主要なものを拾ってみると、例えば、第15巻「資料(3)租税・国債」には、公債発行政策への転換に際してガイドラインの役割を果たした財政制度審議会報告「財政運営の基本的方針について(昭40.11.1)」、金融制度調査会答申「国債発行にともなう金融制度のあり方(昭40.11.8)」、証券取引審議会意見書「公社債市場のあり方からみた国債発行の諸問題について(昭40.11.11)」があり、第18巻「資料(6)国際金融・対外関係事項」には、42年以降の資本自由化に関する累次の外資審議会答申がある。また、この他にも、総理府主管の税制調査会関係については、第15巻「資料(3)租税・国債」に「長期税制のあり方についての答申」等が収められている。

① 財政制度審議会

財政制度審議会は、昭和25年に「財政法」により設置された。厳密には、「大蔵省設置法の一部を改正する法律」(昭和25年法律第141号)の附則第2項により、「財政法」(昭和22年法律第34号)に附則第7条(財政制度審議会の設置)が加えられることとなった。講和発効直後から昭和30年代末にかけては、物品管理・債権管理・契約の各制度(28～30年度)、契約制度(34～35年度)、補正予算制度(36年度)、財政会計制度の諸問題(37年度)、臨時行政調査会の答申、物品管理法・会計法の一部改正等(39年度)が調査審議され、31年の「物品管理法」の制定を始め所要の法令整備に資するところとなった。

その後、40年4月の「財政法の一部を改正する法律」(資料13-87)により、学識経験者および関係行政機関職員からなる委員12人以内を、学識経験者のみの25人以内に、会長を大蔵大臣から委員の互選に改める等の改組が行われた。さらに、こうした審議体制の強化と併せて、戦後初の国債発行を機に、以後の財政運営の基本的なあり方に関わる諸問題に

ついて自由闊達な意見交換を行うという趣旨で審議が進められ、前出の「財政運営の基本的方向について(昭40.11.1)」と資料13-36「歳出の合理化について(昭40.11.1)」を中間報告として取りまとめた。当時、財政の放漫化を懸念する声がある中で、公債の発行について市中消化の方法により、その対象を建設国債に限ることおよび公債発行の前提として行政費の節約をはかるべきとの大原則が掲げられ、また、機構・定員の簡素合理化や財政負担の適正化が提言された。

(1)で述べたように、40年秋以降は経済が好転したため、景気に中立的な政策への転換が図られた。新たに報告された資料13-37a「今後の財政運営について(昭41.12.26)」では、財政支出の伸び率を相当程度抑制するとともに、税の自然増収を公債発行の減額もしくは公債の償還に充てることで財政の健全性を確保するよう提言された。また、資料13-37b「減債制度について(昭41.12.26)」は、公債残高の累増に歯止めをかけるため、従来の減債制度における公債償還の考え方と方法の見直しを提案したものである。すなわち、国債整理基金特別会計への一般財源の繰入れについては、法律上の義務として公債残高の一定割合の繰入れを制度化することとし、なおかつ、法定の繰入ればかりでなく、弾力的に行われる予算措置による繰入れを併用することが適当とされた。

その後、43年度予算編成に当たって、大蔵省は「財政硬直化」の問題を取り上げた。水田大蔵大臣は43年1月の財政演説(資料13-15)において、義務的経費の膨張による財政規模の拡大傾向を放置すれば、財政に期待される景気調整、資源配分の調整の機能を十分果たせなくなる恐れがあると指摘している。財政制度審議会においても、42年9月以降、食糧管理会計・国鉄財政における赤字問題、地方財政の拡大傾向、社会保障における財政負担の問題について調査審議を行った。さらに、昭和40年代後半には、米(食糧管理制度)、

国鉄、健康保険のいわゆる「3K」による累積赤字が財政構造上の問題として大きな論議を呼び、財政制度審議会の主要なテーマとして継続的に審議された。以下、本巻では紙幅の関係から、それぞれの問題に関する初期の報告を採録した。

まず、食糧管理制度については、米の供給過剰、生産者米価の上昇、政府買上米の増加、さらにはそれらを主因とする財政負担の増大が問題となった。35年度以降は恒常的に、生産者米価と消費者米価との逆鞘を補填するために一般会計から食糧管理特別会計への繰入れが行われたが、その繰入れ額は昭和40年代に入っても累増の一途をたどった。このため、資料13-38a「食糧管理制度の改善についての報告(昭43.11.21)」では、政府による間接統制への移行を基本としつつ、米の生産抑制、原則自由流通等を提言した。その後、自主流通米制度の導入や生産調整等の対策が実施に移されたが、一般会計からの繰入れ増加に歯止めをかけることはできなかった。

次に、国鉄財政についても、他の輸送機関に対する競争力の低下や給与費の大幅な上昇等により昭和30年代末から累積欠損となった。資料13-38b「国鉄財政の再建についての報告(昭43.11.21)」では、国鉄の財政再建の方策として、利用者負担原則の徹底、建設または計画中の幹線の再検討、地方閑散路線の一部廃止等を提言した。さらに、累積赤字の処理については、44年5月9日に「日本国有鉄道財政再建促進特別措置法」(法律第24号)が公布され、財政再建補助金の交付、財政再建債の発行等の措置が講じられることとなったが、国鉄自身の合理化の遅れや乗客の国鉄離れなどから、明確な改善効果は得られなかった。

資料13-39「社会保障における費用負担についての報告(昭43.11.28)」は、昭和30年代後半に制度的確立をみた社会保障全般の費用負担のあり方に関するものである。報告は、その結びにおいて、それまでの制度的拡充が

安易な国庫負担によって実現したものであり、社会保障制度に生じた様々な「ひずみ」が「財政硬直化」の要因となってしまったことを指摘している。

一方、戦後復興期から成長期までの財政支出の中でも、社会保障関係支出を上回る大きなウェイトを占め続けたのが公共事業関係支出であった。公共事業関係支出は、35年の「国民所得倍增計画」の登場後、中長期計画に基づいて予算化され、関係省庁において長らく既得権化する傾向にあった。資料13-40「公共事業の改善の方向についての報告(昭45.1.14)」は、巨額の財政負担を伴う公共事業関係費を中心に、特に効率的配分に努める必要のある支出分野について点検したものである。また、国と地方における費用負担の適正化を図り、地方に相応の支出分担を求める必要性が説かれた。

② 関税率審議会

政府は、46年5月に関税率審議会に「関税率をいかに改めるべきか」の諮問を行い、47年12月には関税政策の抜本的な見直しに関する検討結果として資料13-41「今後の関税政策のあり方について(昭47.12.21)」の答申を得た。そこにおいては、産業保護に主眼を置いた関税体系を経済の効率化と国際分業の促進に資するよう改めること、物価調整や公害対策等の国民福祉の向上に資するよう制度のあり方を改めること、さらには、開発途上国の経済発展に寄与するよう、当事国の産品に対する特惠関税制度を改善すること等が提言された。

③ 国有財産中央審議会

国有財産中央審議会の活動については、本シリーズ第5巻の「国有財産」324-28ページにおいて通観することができる。なお、国有財産行政は昭和30年代以降、処分可能な財産の減少と公用・公共用の土地需要の増加に対応するため、未利用地や非効率使用地の有効活用の検討が進められるところとなった。資料13-42「都市及び都市周辺における国有地

の有効利用について(昭47.3.10)」は、当時の地価問題を背景に、都市および都市周辺地域の国有地についてはその有効利用の観点から再開発に寄与する形で処分等を行うことを基本としつつ、民間への処分を停止するという、1つの政策の転換を示すものであった。

④ 金融制度調査会

昭和30年代の金融政策においては、「金融正常化」の目標が掲げられ、オーバー・ローン(民間銀行の日銀借入依存)の是正や、自己資本の充実等が各金融機関の課題となった。大蔵省は、財務諸比率指導によって、預金者保護や信用秩序維持のための金融機関経営保護に力を入れた。このような金融制度の改善に関する重要事項を調査審議するため、31年6月には金融制度調査会が「金融制度調査会設置法」(法律第156号)により設置され、まず、資料13-43「預金者保護等のための制度に関する答申(昭32.1.23)」を大蔵大臣に建議した。この答申の骨子の1つに、預金保障基金制度の導入問題があった。昭和2年に制定された「銀行法」を中心とする当時の法制度は、いかにして健全経営を維持するかという点に主眼が置かれ、経営困難に陥った場合には業務停止を命ずる等の最後的手段のみを規定していた。そこで、答申では、再建資金の供給を主たる業務とする預金保障基金制度を設置し、預金者の保護に努め、金融秩序の維持を図る方策を提言したものである。

資料13-44「日本銀行制度に関する答申(昭35.9.20)」は、金融制度調査会が中央銀行制度の諸問題について本格的に取り組んだ結果を示すものであるが、みられるとおり、政府と日本銀行の関係については答申を一本化せず両論併記の形で問題を先送りしたものとなっている。この答申に至る経緯は、本シリーズ第10巻「金融(2)」212-43ページに詳しく述べられている。

オーバー・ローン問題は、昭和20年代末から30年代末までの長きにわたってさまざまな議論を生んだが、資料13-45「オーバー・ロ

ーンの是正に関する答申(昭38.5.9)」によって、一応その弊害が整理され、是正すべきものとして結論づけられた。すなわち、その是正策の基本的な考え方は、バランスのとれた経済成長を図りつつオーバー・ローン解消の条件整備を進め、漸進的に解消してゆくというものであり、具体的な施策としては成長通貨を日本銀行の買オペレーションによって供給し、日銀貸出を抑制する、いわゆる「新金融調整方式」によることとされた。同時に、市場の法則に従った資金需要調整を実現するための金利機能の活用、資金調達多様化のための資本市場の発達および銀行経営の正常化、特に大口融資の規制を提言している。なお、日本銀行は、37年11月1日、この答申を先取りする形で「新金融調整方式」を採用した。

経済の国際化が進展するにつれて、内外資金の流出入が増大したが、金融政策によりインフレ抑制を図る場合に、金利操作によると海外からの短期資金の流入を招来し、国際収支の黒字が増大することでかえってインフレ圧力が生じることとなる。このため、金利操作によらない金融引締めの手法の検討が必要となった。資料13-46「準備預金制度の活用に関する答申(昭46.12.16)」は、それまで十分に活用されていなかった準備預金の計算基準等を再点検したものであり、この答申を受けて、47年5月1日に「準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律」(法律第23号)が公布、施行された。

⑤ 保険審議会

保険審議会の活動については、本シリーズ第10巻の「保険」第1章(生命保険)、第2章(損害保険)において概観することができる。資料13-47「今後の保険行政のあり方について一とくに自由化に対応して一(昭44.5.13)」では、44年2月の外資審議会答申において保険事業が金融業から初めて対内直接投資の第1類自由化業種に指定されたことを受け、わが国の保険事業が当面する最大の課題として、本格的な外資進出に備えた国際競争力強化の

問題を取り上げている。

⑥ 証券取引審議会

大蔵省による証券行政が本格的な機動を開始した時期を後述の省内機構の変遷でとらえると、34年4月に理財局証券課が証券第一課、同第二課に再編され、同年6月に証券取引審議会が約4年間の中断を経て再開された時期とみることができる。当時においては、資料13-48「社債市場育成のための当面の問題について(昭34.11.17)」の報告にもあるとおり、景気変動に対する抵抗力をつけ、貿易・為替・資本の自由化に備えるためには、企業における自己資本の充実が緊要であると考えられた。そして、社債は自己資本に次いで安定した資金調達の方法であることが強調された。

証券取引審議会の性格から、国債に関する問題提起の範囲は、その引受け、消化、および流通市場の形成に限定されていた。しかし、前出の「公社債市場のあり方からみた国債発行の諸問題について(昭40.11.11)」の意見書においては、公社債市場の育成や正常化を主張してきた立場に基づき、将来の方向づけに重点が置かれた。その後、46年11月には、その間の急速な国際化の進展、大幅な金融緩和、公的部門における資金調達の拡大等、公社債市場がかつてない状況に直面しているとの認識の下に、公社債市場のあり方の新たな方向づけについて諮問がなされた。これを契機に、発行市場、流通市場、アンダーライター(引受業者)機能の各面にわたる検討が重ねられ、資料13-49「内外の経済・金融情勢の変化に伴う公社債市場のあり方(昭48.2.5)」が答申された。なお、審議の過程では、社債と公共債の問題を市場全体からとらえることとし、庶務担当の大蔵省部内においては証券局、理財局一体となった作業が行われた。

(4) その他の基本資料

① 長期経済計画における財政・金融および対外経済政策

わが国においても、財政政策を中長期的に

展望しておく必要性は早くから認識されていた。しかし、この問題が政治や行政の場で本格的に検討され始めたのは、本シリーズの対象期間を過ぎてからのことであった。しかも、昭和49年6月に財政制度調査会が取りまとめた「長期財政見通しに関する中間報告」では、各省庁による予算獲得の動きが熾烈化する、一旦計画に組み入れられると既得権化するおそれがある等の理由から、長期財政計画の導入には一定の準備期間を置くべきとされた。その後、55年12月になって、同審議会は再び中間報告を提出し、「当面、要調整型の財政計画を基本として作業を進めることが適当と考えられる」という見解を示すに至った。56年度以降、大蔵省はこの報告をもとに「財政の中期展望」(58年度のみ「財政の中期試算」と改称)を策定し、歳出入のギャップを要調整額として計上した財政計画を公表している。なお、この要調整額は、将来的な歳出削減または歳入の増加によって調整されるべきものであり、それ自体財政事情の厳しさを示すものとなっている。

一方、総理府主管の経済審議会(昭和27年8月1日設置)において策定される長期経済計画の中で、財政政策は、金融政策とともに計画目標を達成するための有力な手段として位置づけられてきた。昭和30年1月の財政演説で一万田大蔵大臣は、講和発効後初の経済計画の策定について言及し、実際に31年度からは「経済自立5カ年計画」がスタートした。そこでは、統制経済的な色彩の強い「経済復興計画」(昭和24年)とは異なり、財政や金融などの間接的手段が計画の実行手段として特に重きをなしている。以後、経済審議会の下で各政策間の総合的調整が図られ、本格的な長期行政計画が策定されるようになった。本シリーズの対象期間に策定された経済計画を列記すれば以下のとおりである。本巻には、これらについて財政・金融および対外経済政策に係る部分を抄録した(資料13-50～13-56)。

〔昭和30年代〕	
経済自立5カ年計画(昭30.7鳩山内閣)	31～35の5カ年度
新長期経済計画(昭32.12岸内閣)	33～37の5カ年度
国民所得倍增計画(昭35.12池田内閣)	36～45の10カ年度
〔昭和40年代〕	
中期経済計画(昭40.1佐藤内閣)	39～43の5カ年度
経済社会発展計画(昭42.3佐藤内閣)	42～46の5カ年度
新経済社会発展計画(昭45.5佐藤内閣)	45～50の6カ年度
経済社会基本計画(昭48.2田中内閣)	48～52の5カ年度

ところで、これらの経済計画が掲げた目標は、昭和30年代においては、完全雇用を目指しつつ、「経済の自立」から「極大成長」への進展が図られた。特に、「国民所得倍增計画」(資料13-52)は、公共施設整備を軸とする各種の開発計画をベースに実行され、高度経済成長実現の原動力となった。また、40年代では、30年代後半から顕在化していた経済の「ひずみ」の是正や、均衡のとれた経済社会発展等が各内閣の責務として自覚された。なお、40年の「中期経済計画」(資料13-53)が指摘した「ひずみ」とは、消費者物価の上昇、農業や中小企業の所得格差、住宅や生活環境施設の不足、公害、社会保障の不備等に関するものであった。

② 国際金融・対外関係事項補足資料

経済計画とは異なるが、資料13-58「貿易・為替自由化計画大綱(昭35.6.24)」は、昭和30年代後半における政府の経済政策の基調をなす重要な決定であった。

33(1958)年に欧州12カ国が通貨の交換性回復措置をとったことを受けて、大蔵省においても貿易と為替の自由化政策の検討が開始されていた。資料13-57「貿易・為替の自由化の促進について(昭35.1.5)」の閣議了解にあ

るとおり、政府部内には貿易・為替自由化促進閣僚会議が設置され、自由化の具体的な指針について引き続き省庁間の調整が行われた。閣僚会議は約半年後に「計画大綱」を策定したが、経済政策については、経済安定を保持しつつ高度成長を図るとともに、雇用の増進や輸出拡大、産業構造の高度化等の方策が体系化された。以後、わが国においては、貿易と為替の自由化が急速なテンポで拡大することとなる。

IMF 年次総会の蔵相演説においても国際通貨問題に関する政府の基本的な考え方は知りうるが、これを補足する資料として国際会議の共同コミュニケ等があるので、その主なところを収録した。

10カ国蔵相会議(G10)は、37(1962)年9月10日にワシントンにおいて第1回会合を開催して以来、国際通貨問題について重要な決定を行ってきた。

資料13-60「10カ国蔵相会議コミュニケ(昭38.10.2)」(第3回ワシントン開催)は、将来的な国際流動性不足の問題について、本格的な検討を開始する旨決定したものである。また、資料13-61「10カ国蔵相会議コミュニケ(昭41.7.26)」(第9回ハーグ開催)は、国際流動性の育成強化の方法を、IMF とともにより広い観点から検討すべきであることを確認している。当時は金および準備通貨(主としてドル)のみを国際流動性の供給源としていたため、アメリカの国際収支の大幅な悪化が世界通貨の安定を揺るがしかねないと考えられた。こうした情勢から、G10では、新たな準備資産を計画的に創出する必要があるという点で合意をみた。資料13-62「10カ国蔵相会議コミュニケ(昭42.8.26)」(第12回ロンドン開催)においては、ドルおよび金の不足を補う新準備資産の創設を「大綱」として取りまとめたことを公表している。そこでは、IMF 加盟国は新たにドルや金を提供することなしに割当額に応じて準備資産に対するSDR(IMF 特別引出権)を得ることができる

とされた。なお、水田大蔵大臣の所信表明に予告のとおり、「大綱」は42(1967)年9月、リオ・デ・ジャネイロのIMF 年次総会においても採択された。

以下、資料13-63「10カ国蔵相会議コミュニケ(昭43.3.30)」(第13回ストックホルム開催)は、SDR の創設がフランスを除く9カ国で最終的に合意され、基本原則の確認段階から創出計画の実施段階へと事態が進展したことを示すものである。実際に、SDR 制度は翌44(1969)年に実施された。

昭和40年代初頭の国際化時代にあっては、通貨問題と同様に貿易の自由化問題がクロズ・アップされ、各国の間でも、ケネディ・ラウンド(昭和42年に関税引下げ、農産物の商品協定等を合意)の繰上げ実施や残存輸入制限の撤廃などが検討された。わが国においては、残存輸入制限品目の数が欧米を大きく上回っており、自由貿易主義を守る姿勢を世界にアピールする必要に迫られていた。また、わが国の経済を高度化し労働力不足に対処するためにも、貿易の自由化促進が必要であった。資料13-64「輸入自由化の促進について(昭43.12.17)」は、こうした背景から、3年以内に可能な限り輸入制限を撤廃することを閣議で決定したものである。

資料13-65「10カ国蔵相会議コミュニケ(昭46.12.18)」(第21回ワシントン開催)は、スミソニアン合意の経緯と骨子を公表したものである。会議では、各国通貨について多角的調整が行われ、わが国の対米ドル交換レートは308円に決定された。また、アメリカによる輸入課徴金は直ちに撤廃されることとなった。さらに、通貨の交換性、国際流動性、為替相場の弾力化、短資対策等の諸問題を内容とする国際通貨制度の改革については、IMF の枠組みの中で長期的に検討することが合意された。

その後、48(1973)年初のスミソニアン体制崩壊によって円は変動相場制に移行(2月14日)し、EC 諸国についても、ほぼ同時期に

主要6カ国が変動相場制に移行した。この時、15カ国(拡大G10)の大蔵大臣によって通貨危機の收拾策が協議され、資料13-66「G10, EC 合同蔵相会議コミュニケ(昭48.3.16)」のとおり、アメリカは原則として他の諸国と協力してドルを買い支えること、EC 諸国も共同フロート維持のために市場介入を行うこと、参加国はそれぞれのインフレ抑制政策を強化すること等が合意された。

さらに、IMF の理事選出母体からなる20カ国委員会(C20)においても、並行的に通貨問題の協議が重ねられていた。変動相場制移行後のC20に臨んだ愛知蔵相は、資料13-67「第2回20カ国委員会大臣会議における愛知大蔵大臣のステートメント要旨(昭48.3.26)」の声明の中で、わが国としては固定相場制への復帰を視野に入れながら、当面は「調整可能な平価制度(managed float)」を実施してゆく考えを述べている。同年10月の第1次オイル・ショックの直前まで、わが国の為替制度が1ドル=265円前後で安定的に推移していたことは、上記のような政策スタンスによるものであった。なお、この会議で、各国は変動相場制を公的に認知するに至った。

最後に、資料13-68「東京宣言(昭48.9.14)」は、GATT 東京閣僚会議において正式交渉が開始された新しい国際ラウンド(東京ラウンド)に関するものであり、非加盟の23カ国を含む参加102カ国によって採択されたものである。ケネディ・ラウンド後の国際経済体制は、アメリカの国際収支の悪化等を背景として大きく変化し、輸入課徴金を含むアメリカの新経済政策に対して、場合によっては各国が保護貿易主義に訴え、世界貿易が縮小するという懸念さえ生じていた。このような危機感をベースに、わが国は、46(1971)年11月の第27回GATT 総会において、保護主義的傾向を阻止するための新しい国際ラウンドの開催について提案を行った。この提案は、拡大EC 交渉に注力していたEC 諸国を除く多くの国々によって評価されるところとなり、

以後新ラウンドの準備交渉が開始された。上記の GATT 東京閣僚会議は、これより 1 年 10 カ月を経て開催に至ったものであるが、関税交渉の方式、非関税障壁の軽減または廃止、

3 財政・会計制度に関する法律等

財政・会計制度については、「日本国憲法」の第 7 章に定められた財政処理についての考え方や原則が基本となるが、その具体的な方法と基準を定めたものが以下に述べる「財政法」、「会計法」、「物品管理法」、債権管理法等の法律である。

「財政法」と「会計法」の関係については、明治憲法では、「会計法」において収入支出の手続きに関する事項ばかりでなく予算・決算制度に関する事項も規定されていたが、現行憲法の制定にともなう諸法の改正により、財政処理の基本となるべき諸原則および予算・決算に関する制度の具体的な内容は「財政法」（昭和 22 年法律第 34 号）において、また、収入支出の手続き、契約に関する手続き等については「会計法」（昭和 22 年法律第 35 号）において統一的に規定することとなったものである。

以下では、「財政法」、「会計法」を中心に、本シリーズの対象期間における財政・会計制度に関する法律の制定と改正について通観する。なお、これらの法律はいずれも、今後刊行される第 2 巻「財政—政策及び制度」第 3 部の叙述と対応するよう関係の執筆者と打合せのうえ収録したものである。また、公債制度に関する法律等については第 15 巻「資料(3) 租税・国債」が刊行済みであり、各種の特別会計に関する法律および「国有財産法」（昭和 23 年法律第 73 号）については第 16 巻「資料(4) 財政投融资・特別会計・政府関係機関・国有財産」が準備中であるので、本巻には関連

セクター・アプローチ、多角的セーフガード・システム、農業、熱帯産品の 6 項目を主要な課題とすることが参加国によって確認された。

の資料は収録していない。

(1) 昭和 20 年代

資料**13-69**および資料**13-70**は各々「財政法」および「会計法」の全文である。これらは講和条約発効直前の昭和 27 年 3 月 5 日法律第 4 号による大がかりな改正(継続費の新設、支出負担行為認証事務への任意制の導入等)が行われた後のものであり、「財政法」については 27 年 7 月 31 日法律第 268 号の小改正(「法務府設置法等の一部を改正する法律」第 37 条によるもの)を、また、「会計法」については 29 年 3 月 31 日法律第 36 号の小改正(「国税収納金整理資金に関する法律」附則第 8 項によるもの)を経ている。

資料**13-71**「財政法第 42 条の特例に関する法律」（昭和 29 年法律第 31 号）は、27 年度一般会計予算において繰越明許費として計上された安全保障諸費および連合国財産補償費について、「財政法」第 42 条の繰越要件にかかわらず 29 年度まで繰り越して使用することができることとしたものである。

資料**13-72**「国税収納金整理資金に関する法律」（昭和 29 年法律第 36 号）は、国税収納において過誤納金等の還付金相当額が歳入歳出予算に計上されるという従来の制度を改め、経理の合理化と事務処理の円滑化を図るため新たに「国税収納金整理資金」を設置し、当該資金において国税収納金等の受入れおよび過誤納金等還付金の支払いを行うとともに、その差額を歳入に組み入れることとしたもの

である。この制度は、「財政法」第 44 条の「国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができる」とする規定に基づき設けられたものであるが、ここでいう特別の資金とは、国が一定の事業を運営する場合、あるいは、特別の事由に基づく場合に、一般の現金と区分して保有、運用する資金であり、歳入歳出外で経理される金銭である。なお、当時約 100 億円を上回る還付金が歳計外として整理されたことは、結果的に 29 年度における「1 兆円予算」の実現に寄与することとなった。

資料**13-73**「財政法等の一部を改正する法律」（昭和 29 年法律第 90 号）は、「財政法」に規定する繰越明許費の翌年度にわたる債務負担(翌債)について、大蔵大臣の承認を受けた場合は当該年度内に債務負担をすることができることとし、国庫債務負担行為の年限延長を図る一方、会計法において分任支出負担行為担当官制度を導入する等、財政会計制度の簡素化・合理化を図ったものである。なお、分任支出負担行為担当官は、「予算決算及び会計令」（昭和 22 年勅令第 165 号）の改正に伴い、支出の原因となる契約その他の行為のほか、前渡資金の支払原因となる契約も所掌できることとなった。

資料**13-90b**「会計制度簡素化に対する意見(昭和 28 年 10 月 10 日)」は、会計制度全般の簡素化案(資料**13-90a**、行政管理庁作成の資料と推定)に対する意見を主計局法規課が部内検討用に取りまとめたものである。会計制度については、前記 27 年の「会計法」大改正によって、24 年導入の小切手認証制度が廃止され、会計職員制度の簡素化が図られ、併せて、支出負担行為認証官による認証事務の義務制が任意制に改められる等の変更が行われた。このように、支出負担行為による財務統制は制度上は十分簡素化されていた(『昭和財政史—終戦から講和まで』第 4 巻「財政制度」第 4 章第 4 節参考)。しかし、上記の簡素化案は、会計法規から支出負担行為制度を

除外する等の方法により、財務統制の解除もしくは縮小を提言したものであった。主計局は、会計制度の統一性、厳正確実性の確保、責任の明確化といった観点から支出負担行為制度についてのこれ以上の見直しは不要との見解を示している。

資料**13-91a**「憲法改正と現行財政制度上改革を要する諸点(昭和 29 年)」および資料**13-91b**「財政制度の改正を要する諸点(昭和 29 年)」は、予算を伴う議員立法および予算増額修正権と、予算の議会可決前における責任支出に関する主計局の検討ペーパーである。このうち、予算を伴う議員立法および予算の増額修正の発議にあたっては内閣の同意を経るという試案をもって結論としているが、これは、30 年 1 月 28 日公布の「国会法の一部を改正する法律」（法律第 3 号）により、内閣の意見聴取のかたちで実現をみた。また、予算の議会可決前における責任支出に関する試案は、政府が暫定予算の準備を行いえなかった場合における年度当初の空白期間の発生を回避する方法として提案されたものであった。実際に、25 年度と 29 年度においては 2 日間(4 月 1 日～2 日)の空白の後に本予算が成立している。正規の憲法手続きによらず、予算が議決されるまでの間責任支出を行い、事後に内閣が国会の承認を得るという制度は、立替払等による必要最小限度の財政処理をもって対応し得るため現在まで導入されていない(小村武『予算と財政法』平成 4 年版、245-52 ページ参照)。

資料**13-75**「補助金等の臨時特例等に関する法律」（昭和 29 年法第 129 号）は、「1 兆円予算」がらみで、補助金、負担金、交付金、補給金等について極力圧縮するため、文部、厚生、農林、通商産業、運輸、建設の 6 省が所管する補助金等関係法の改廃を一括して実施することとしたものである。

なお、講和以降の 20 年代においては、財政管理に関するその他の法律として以下の特別会計法があいついで制定された。このうち、

財政投融资制度と地方交付税制度の確立に関連する2つの特別会計法が重要である。

「特定道路整備事業特別会計法」(昭和27年法律第170号)

「中小漁業融資保証保険特別会計法」(昭和27年法律第347号)

「木船再保険特別会計法」(昭和28年法律第77号)

「産業投資特別会計法」(昭和28年法律第122号)

「輸出保険特別会計法」(昭和28年法律第79号)

「交付税及び譲与税配付金特別会計法」(昭和29年法律第103号)

「経済援助資金特別会計法」(昭和29年法律第104号)

産業投資特別会計は、ドッジ・ライン以降政府金融の中心的な役割を果たした米国対日援助見返資金特別会計を継承し、これによって積極的な産業資金の確保が図られた。なお、独立後初の国債として発行された特別減税国債(「特別減税国債法」昭和28年法律第178号)は産業投資特別会計の一部財源となった。一方、交付税及び譲与税配付金特別会計については、国と地方公共団体、また、地方公共団体間における財源の均衡化を図る目的から、地方財政平衡交付金制度を地方交付税制度に改め、国税三税(所得税、法人税、酒税)の一定割合を当該特別会計に繰り入れることとしたものである。

(2) 昭和30年代

資料13-76「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)は、補助金行政をめぐる不正、不当事例が多数発生したため、これらを改善する目的から予算執行の適正な手段を具体的に定めることとしたものである。なお、この法律が制定されるに至った経緯として、会計検査院の報告をもとにした第17回国会の参議院予算委員会決議(28年10月)がある。また、この決議

自体は歳出全般への監視強化を求めたものであったが、検査院報告において補助金の執行にあたっての不正、不当事例の割合が圧倒的に高かったため、その適正化がまず法制化されることとなったものである。

資料13-92「財政法の一部を改正する法律案(昭和31年)」は、内閣における予算編成方針の事前の審議調整を目的とする予算閣僚会議の設置に関するものである。この法案は、31年4月に第24回国会に提出されたものの、審議未了のまま33年に廃案となった。それら一連の経過については、「4 組織の変遷と定員の推移」の項で述べることにする。

昭和20年代末までの財政管理に関する法体系は、財政法の下に、予算執行に際しての金銭会計を定めた「会計法」があり、国有不動産等の会計について定めた「国有財産法」があったが、物品会計と国の債権に関する法律が整備されていなかった。このため、31年5月には「物品管理法」と「国の債権の管理等に関する法律」(債権管理法は略称)が公布された。このように、わが国経済の高度成長が始まる前に、財政・会計制度全般についての法制化がほぼ完了していたことは、その後の財政運営の健全化確保という観点から有意義なことであったと考えられる。

まず、資料13-77「物品管理法」(昭和31年法律第113号)は、物品の適正かつ効率的な供用と良好な管理を図るため、国の所有または保管にかかる物品の取得、保管、供用および処分に関する基本事項を定めたものである。なお、供用の定義については、政府原案では物品の使用と処分の双方と規定されていたが、参議院大蔵委員会において、処分まで含めることは適切でないとの意見があり、供用から処分を切り離し、供用計画を運用計画とする等の修正が加えられた。一方、資料13-78「国の債権の管理等に関する法律」(昭和31年法律第114号)は、それまで「会計法」等に部分的に規定されていた国の債権の管理の方法について、法規的、機構的な整備を図るとと

もに、一律に処理されていた管理費用に満たない少額債権を徴収停止の扱いとする等の効率化の規定を導入している。本件については、債権の徴収不足や徴収手続きの遅延等による国損が多額にのぼっていたという背景があったもので、参議院大蔵委員会においても「本案の提出はおそきに過ぎたが、少しでも国損をなくすよう、今後の真剣な努力を強く要望」する旨の発言があった。

資料13-80「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律」(昭和33年法律第169号)および資料13-82「農業近代化助成資金の設置に関する法律」(昭和36年法律第203号)は、資料13-72と同様、特別の資金の発足に関するものである。経済基盤強化資金は、33年度において31年度の新規剰余金の一部を棚上げすることを目的として設置されたが、翌34年度には金額一般会計に繰入れ使用された。一方、農業近代化助成資金は、都道府県が農業近代化資金の融通について利子補給を行うにあたって必要な経費を補助するための財源を確保する目的で設置されたものである。

資料13-93「会計法改正試案要綱」は、35年3月以降における財政制度審議会の検討の結果を受けて、主計局法規課が作成した契約制度の改正試案要綱である。なお、同審議会には11月12日付で「契約制度の改正案」が付議され、それまでの検討経過を踏まえた「法律案要綱」が審議された。資料13-83「会計法の一部を改正する法律」(昭和36年法律第236号)は、その審議結果をもとに、国の行う売買・貸借・請負等の契約制度を整備し、契約事務の円滑化を図る方法として一般競争入札を原則としつつ、指名競争入札と随意契約によることができるとしたものである。その他にも、契約の履行に際しての監督・検査の民間委託を認めたほか、「予算決算及び会計令」について一層の整備改善が図られた。また、衆議院の附帯決議として、指名競争入札や随意契約の件数が年々増加する傾向に鑑み、

業者間の談合や不当行為がないよう業者と担当官の関係を十分規制すべきである旨明記された。

一方、「財政法」についても、27年改正から次の改正までには10年の空白があったが、この間、法改正の論議がなされなかった訳ではなかった。特に、第29条の規定(補正予算の国会提出)については、補正予算による産業投資特別会計資金への繰入れに関して、国会および財政制度審議会において審議が行われた。

財政投融资については、発足当初こそ金融的機能に重点が置かれ基幹産業への資金供給の補完的な役割が期待されていたが、次第に事業実施にあたる公団への資金供給によって財政的機能を併せ持つようになった。こうした経緯の中で、租税収入の増加分の使途めぐって、財政法の改正論議が戦わされた。すなわち、32年度予算編成で「1000億減税・1000億施策」を唱えた石橋内閣の積極財政においては、31年度補正予算で租税の増収分の一部を産業投資特別会計資金に繰り入れ、32年度以降の財政投融资の原資に充てた。しかし、この措置については、「財政法」の建前に照らしての合法性が疑われ、国会での議論の対象となった(本シリーズ第3巻「予算(1)」292-93ページ参照)。もともと「財政法」制定の目的が戦前の放漫な財政運営に対する反省に立脚したものと理解され、そうした健全財政の精神によれば、予算の均衡と債務償還の推進のためには租税収入の増加は歳計剰余金となり、その半分以上が債務償還に振り向けられるはずのものを事前に他の費途に振り向けるものだとして、野党日本社会党が強い難色を示したのだった。

その後、35年度予算補正に際しても、租税収入増加分350億円が産業投資特別会計資金へ繰り入れられ、この措置の合法性が再度問題となった。この時は、「財政法」第29条の修正条項に該当する予算補正であるか否かが問題となり、また、その補正が必要欠くべか

らざるものであるか否かが焦点となった。この判断については、政府に任されるべきであるとの解釈もあったが、繰入れ措置の必要性について十分な納得が得られなかったこともあって、37年には資料**13-84**「財政法の一部を改正する法律」(昭和37年法律第108号)により「財政法」第29条が改正された。ここにおいて、予算補正の要件として「必要避けることのできない」という文言を「特に緊要となった」に改め、補正の対象となる歳出について「(当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む。)」を付加したことは、補正要件の緩和と弾力的運用に資する結果となった。債務償還の促進が財政法の基本的精神であれば、この改正は財政法の一貫性を乱すものとなる訳であったが、経済が急速に成長する過程で租税収入が増大して債務償還が進んだため、債務増加による財政インフレーションの恐れが薄らいだこと、また、財政投融资による公共部門の活動を積極化し、公共投資の遅れを取り戻すことの必要性についての理解が深まったこともあって、第29条の改正が容認されるところとなったものである。

30年代における特別会計の新設状況(根拠法)は以下のとおりであるが、みられるとおり、32年から36年にかけては公共投資促進に関連する事業特別会計があいついで創設され、民間における技術革新関連投資と併せて、高度経済成長を牽引する大きな役割を果たした。

「あへん特別会計法」(昭和30年法律第31号)

「余剰農産物資金融通特別会計法」(昭和30年法律第100号)

「自動車損害賠償責任再保険特別会計法」(昭和30年法律第134号)

「賠償等特殊債務処理特別会計法」(昭和31年法律第53号)

「特定物資納付金処理特別会計法」(昭和31年法律第129号)

「特定多目的ダム建設工事特別会計法」(昭和32年法律第36号)

「特定土地改良工事特別会計法」(昭和32年法律第71号)

「臨時受託工事特別会計法」(昭和32年法律第86号)

「国有財産特殊整理資金特別会計法」(昭和32年法律第116号)

「道路整備特別会計法」(昭和33年法律第35号)

「特定港湾工事特別会計法」(昭和34年法律第68号)

「治水特別会計法」(昭和35年法律第40号)

「港湾整備特別会計法」(昭和36年法律第25号)

「国民年金特別会計法」(昭和36年法律第63号)

「機械類(賦払)信用保険特別会計法」(昭和36年法律第157号)

「中小企業高度化資金融資特別会計法」(昭和38年法律第72号)

「自動車検査登録特別会計法」(昭和39年法律第48号)

「国立学校特別会計法」(昭和39年法律第55号)

(注) 昭和27～48年度の間に名称を変更したものや別の特別会計に継承されたものを除く(以下、同様)。

また、「国有財産法」の改正関係では、31年の「物品管理法」制定により、事業所、作業所、学校、病院等の用に供する機械器具が「物品管理法」による財産となったほか、39年改正では、国有財産の所管換、用途変更、用途廃止等について閣議決定を不要とする等の簡素化が図られた。

(3) 昭和40年代

昭和30年代の資金留保措置は、租税の自然増収分を利用した弾力的運営の方法であったが、39年度以降は財源が乏しくなったため、「財政法」第6条の債務償還規定の緩和が問題となった。このため、40年度予算編成に際しては、38、39年度における第6条の剰余金

の繰入れについては、資料**13-87**「財政法の一部を改正する法律」(昭和40年法律第46号)によって剰余金の「2分の1」の規定を「5分の1」とすることに改められた。

30年代以降における行政改革の動向については「4 組織の変遷と定員の推移」の項でも述べるが、39年9月29日の第1次臨時行政調査会答申において、行政機構や行政事務の整理合理化に向けての提言がなされ、財政・会計制度については、「予算・会計の改革に関する意見」として、①予算編成および執行の効率化、②特別会計および政府関係機関の整備、③会計事務の効率化の具体案が勧告された。資料**13-94**「臨時行政調査会『予算・会計の改革に関する意見』に対する意見(昭和39年11月17日)」は、これらの勧告に対する主計局意見である。このうち、③の問題については、実施可能なものから改善を図ることとされ、40年には以下のとおり「物品管理法」、「会計法」が改正されることとなった。

資料**13-85**「物品管理法の一部を改正する法律」(昭和40年法律第41号)は、物品管理の大幅な合理化・簡素化を図る目的から、物品の分類手続きに関する各省庁の長からの大蔵大臣への協議の廃止、各省庁の長が作成する需給計画の廃止、物品管理官による管理計画作成制度の導入等を行ったものである。また、資料**13-86**「会計法の一部を改正する法律」(昭和40年法律第42号)は、国の債権者に対する銀行振込みによる支払い方法を、支出官の取引先日本銀行の所在地にいる債権者にも適用(銀行振込制を導入)することとしたものである。さらに、第1次臨調答申の趣旨に則り、

会計事務簡素化計画(資料**13-95**)が決定され、累次の「会計法」改正が実施された。

資料**13-88**および資料**13-89**は、そうした「会計法」の一部改正に関するものである。このうち資料**13-89**については、会計事務に関して、「会計法」等および「予算執行職員等の責任に関する法律」(昭和25年法律第172号)の改正を行い、現金等の出納事務以外のものについて専決制度を導入し、また、各省庁の会計事務の実情に適合するよう分任官代理の制度を整備した。

48年度までの間における特別会計の新設状況(根拠法)は以下のとおりである。

「都市開発資金融通特別会計法」(昭和41年法律第50号)

「地震再保険特別会計法」(昭和41年法律第74号)

「石炭対策特別会計法」(昭和42年法律第12号)

「空港整備特別会計法」(昭和45年法律第25号)

「労働保険特別会計法」(昭和47年法律第18号)

なお、「国有財産法」関係では、48年7月27日に「国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律」(法律第67号)が公布された。これは、資料**13-42**「都市及び都市周辺における国有地の有効利用について(昭和47年3月10日)」の国有財産中央審議会答申をもとに、理財局において公用・公共用の土地需要の増加等に対応する方策を検討し、国有財産の有効活用と管理処分 of 適正化、合理化を図ったものであった。

4 組織の変遷と定員の推移

大蔵省の機構は、戦後における連合国軍の占領行政に即応するため、めまぐるしい改変を重ねたが、昭和23年7月10日の「国家行政組織法」(法律第120号)に次いで24年5月31日には「大蔵省設置法」(法律第144号)が公布されたことにより、ようやく本格的な行政組織の体制を築くに至った。すなわち、同法およびこれを施行するための細則を定めた「大蔵省組織規程」(昭和24年5月31日大蔵省令第37号)によって、大蔵省の任務、権限、各部局の所掌範囲等が明確に規定され、次いで、「行政機関職員定員法」(昭和24年5月30日法律第126号)に基づく「大蔵省職員定数規程」(昭和24年7月23日大蔵省令第70号)が公布され、単一の法体系に基づく大蔵省機構の全容が整備されることとなった。

24年6月1日から発足した設置法下の新機構では、本省内部部局については、それまでの国有財産局、給与局、管理局の3局が廃止され、管財局が設置された。また、外局については、専売局が日本専売公社に転換されたほか、会計士管理委員会が廃止され、さらに、徴税行政を重視する目的から国税庁が新設された。そのほか、地方支分部局についても、財務局が国税局と財務部とに分離されるなど、中央、地方を通じた大がかりな機構改革が実施された(その間の経緯については、『昭和財政史—終戦から講和まで』第4巻「財政機関」第2章に詳しい)。その結果、新体制の大蔵省機構は、資料13-119の機構図(1)のとおり、本省内部部局に大臣官房、主計局、主税局、理財局、管財局、銀行局、附属機関に各種審議会等(機構図では省略)、地方支分部局に財務部、税関、また、外局として証券取引委員会、造幣庁、印刷庁、国税庁等を配置す

ることとなった。

その後、27年4月の対日講和条約発効までの間における設置法の主な改正は、25年の税制改正関係法案と関連する権限および機構の改正、審議会の整理に関するもの、26年の国税庁の機構拡充等であった。

本項で述べる講和発効後の機構改革は、占領期のそれほど大幅かつ頻繁なものではなかった。しかし、わが国が国際経済社会へ漸次復帰し、さらには、昭和30年代から40年代の前半にかけて驚異的な経済発展を遂げる中で、行政事務の質量の増大に対応するため、各局内部において組織および所掌事務の変更が逐次行われた。ただし、そうした改革は、概ね機構の膨張という形をとらず、むしろ、行政需要の質的变化に即応した機動的な改変が図られてきたことに特色をみることができる。また、同時に、淡々と実施されてきたかにみえる組織変更作業の底流において、地方出先機関の整理統合問題、主計局の総理府移管論議、1省庁1局削減といった大蔵省行政の根本姿勢にも関わる機構論議が展開されたことも特筆すべきであろう。

以下、本シリーズの対象期間に係る機構改革および定員関係資料(「Ⅲ 機構・定員関係資料」)を昭和20年代、30年代、40年代に区分して、順次解説する。なお、末尾部分に配置した「4 新編資料」は、解説の参考となるとともに年次や事項ごとの検索が容易となるよう、新たに取りまとめたものである。

(1) 昭和20年代

〈講和後体制の確立〉

講和条約が発効する前年の26年8月14日、吉田総理大臣の私的諮問機関である政令改正

諮問委員会は資料13-96「行政制度の改革に関する答申」によって、徹底した行政機構の簡素合理化と人員縮減の実施を提言した。政府は、この答申を受けて各省庁間の調整を図り、次いで人員整理を先行させるとともに、27年4月5日には資料13-97「行政機構改革に関する件」と題する省庁別改革案の閣議決定にこぎつけた。

こうして、各省庁が新しい行政体制の樹立に向けて始動するなかで、大蔵省も27年8月1日を期して機構改革を実施している。すなわち、資料13-96の答申を基本としながら占領管理や経済統制にともなう事務の整理再編が図られる一方で、為替管理行政を一元化するなどの組織の合理化が行われた。また、この大蔵省設置法改正(昭和27年7月31日法律第269号)によって、本省および外局という区分は、本省および国税庁という区分に改められ、それぞれがさらに内部部局、附属機関、地方支分部局に細分されることとなった。資料13-98は、この改正後における設置法を抄録したものであるが、27年8月30日には、新たに資料13-99「大蔵省組織令」(政令第386号)が公布され、設置法を補足する資料13-100「大蔵省組織規程」の改正とあわせて、講和発効後の分課体制が確立されることとなった。

① 本省内部部局

上記の27年設置法改正によって、本省内部部局については、それまでの大臣官房並びに主計、主税、理財、管財、銀行の各局に加え、為替局が新設され、造幣庁および印刷庁がそれぞれ本省の附属機関である造幣局および印刷局に改められた。また、外局であった証券取引委員会および公認会計士管理委員会(25年設置)は廃止されることとなった。

これらを全体としてながめれば、冒頭でも述べたように、所掌事務を遂行するための権限の増加、多様化に比して、組織の拡張は極力抑制されていたことがわかる。例えば、為替局の設置は、本省附属機関の外国為替管理

委員会の廃止にともなうものであったため、組織の拡張には当たらない。むしろ、大臣官房においては調査部が廃止されており、資料13-120「大蔵省機構の新設・廃止一覧」でも明らかなとおり、34年度に管財局臨時貴金属処理部が設置されるまでの間、内部部局が増設されることはなかった。

なお、資料13-97の大蔵省改革案(27年4月)との比較においては、国税庁を本省内部部局に移し国税徴収局とする案および主税局税関部、銀行局検査部を廃止する案がともに実現をみなかった。このうち、国税庁の存置に関する経緯は、後ほど④で触れることとする。

資料13-119の機構図(2)以下、大臣官房並びに各局ごとにみた27年設置法改正時点における課と室の編成状況は、次のとおりである。

大臣官房には、秘書、文書、地方、会計の各課に加え、旧調査部の組織を継承し調査課が置かれた。また、その他の官房組織として財務参事官室、日本専売公社監理官室が設置され、全体では5課2室の体制となった。なお、設置法の「特別な職」は、大臣官房長、財務参事官、日本専売公社監理官、主計局次長(2人)、理財局次長の計6人となったが、このうち財務参事官については、同法制定時に各部局等が所掌する渉外事務の総合調整を目的として置かれた財務官を改称し、組織上大臣官房に所属させたものである。また、このとき、調査部長に代えて、調査課担当の財務調査官ポスト(組織規定の「特別な職」として6人)が新設されている。

主計局は、従来どおり総務、司計、法規、給与の4課と主計官によって組織された。主計官の数は年度によって多少の変動があるが、27年7月末時点では総務課担当1人、法規課担当1人、予算担当7人の計9人であった。

主税局には、従来の調査課のほかに税制課が分離してできた税制第一課、同第二課が置かれ3課となり、また、税関部には業務、調査統計、鑑査の3課があった。

次に、理財局については、為替局の新設等によって最も大きな組織変更がみられた。すなわち、為替政策課、為替審査課が為替局に移管、管理課が総務課および経済課に吸収、さらに、証券取引委員会の廃止にともなって証券第一、同第二の両課が新設された。また、銀行局からの移管で資金課が置かれる一方、米国対日援助見返資金の管理運用および使用等に関する事務を行っていた見返資金課が廃止された。これによって、理財局は、総務、国庫、経済、外債の4課に上記の新設3課をくわえた7課体制となった。

管財局には、総務、国有財産第一、同第二、特殊財産、外国財産管理、外国財産補償、閉鎖機関の各課があった。このうち、連合国財産の調査、保全、返還等を所掌した外国財産管理課および同財産の損害状況の調査と補償等を所掌した外国財産補償課は27年4月に外国財産課から分離したものである。なお、管財局の機構は、講和発効前の業務体制をおおむね引き継いだものであったが、公団清算室(24年設置)が清算終了により廃止されて上記の特殊財産課となり、国が公団から引き継いだ債権の管理を担当した。また、同課は接收貴金属等に関する事務もあわせて所掌した。銀行局には、それまでの総務、銀行、特殊金融、保険の各課にくわえ、新たに金融制度の整備改善に関する調査、企画等を行うため金融制度調査室が設置された。なお、それまでの資金運用課は資金課として理財局に移管された。このほか、検査部は従来どおり管理、審査の2課体制であった。

新たに設置された為替局については、業務の上では理財局、外国為替管理委員会、外資委員会からの移管を受けたものであり、総務、企画、資金、管理、調査、外資の6課で構成された。同局の主要事務としては、国際収支の調整、外国為替資金の管理、海外投資に関するもののほか、外国為替予算案の作成などがあった。なお、このとき、本省の附属機関として外国為替審議会および外資審議会が設

置され、それぞれ重要事項の調査審議を行うこととなった。

その後昭和20年代末までの内部部局の組織変更は、理財局と管財局に関するものであった。

29年5月には、理財局に、資金課から分離する形で地方資金課が新設された。これによって、資金課は資金運用部資金の管理運用および産業投資特別会計等に関する事務を、地方資金課は資金運用部資金による地方債の引受および同資金の地方公共団体への貸付等に関する事務を分掌した。そのほか、証券第一課、同第二課が証券課に統合され、また、経済課の業務のうち「企業再建整備法」(昭和21年法律第40号)の施行に関する事務等が管財局に移管された。一方、管財局では、閉鎖機関課が特殊清算課に改められ、理財局から移管した上記の事務等を同時に所掌することとなった。

② 本省附属機関

27年7月の設置法改正まで外局という位置付けであった造幣庁および印刷庁は、それぞれ造幣局および印刷局として本省附属機関に組み入れられた。また、このとき、造幣庁東京支所は造幣局東京支局に名称を変更したが、造幣・印刷部門ではそのほかの組織上の変更はなかった。

一方、「大蔵省設置法」に「その他の附属機関」として規定された大蔵省所管の審議会、委員会等については、占領期間中において、他省庁関係機関と同様にわが国政府と司令部との間で大幅な整理に向けての協議が進められ、最終的には26年3月27日の閣議決定「審議会等の整理に関する件」に基づき10機関を廃止した。すなわち、27年7月設置法改正によって大蔵省行政に直接関連のある機関を常設する一方、不要不急の機関を廃止して全体では16機関とし、存置するものについても委員の任期を短縮するか、あるいは業者代表委員の入替えが行われた。

設置法改正で追加された本省の附属機関は、

(1)企業会計審議会、(2)証券取引審議会、(3)外国為替審議会、(4)外資審議会であり、また、それまでに存在していたものは、(5)財政制度審議会、(6)資産再評価審議会、(7)関税訴願審査会、(8)関税率審議会、(9)特定契約審査会、(10)在外公館等借入金評価審議会、(11)旧軍港市国有財産処理審議会、(12)連合国財産補償審査会、(13)金利調整審議会、(14)国民金融審議会、(15)公認会計士審査会、(16)専売事業審議会であった。また、大蔵省関連としてはこのほか、総理府の附属機関で大蔵大臣の諮問によって資金運用部資金の運用方針等を審議する資金運用部資金運用審議会があった。なお、それぞれの機関の主管部局、設置廃止の年月日および継承関係等については資料13-121「大蔵省関係の審議会・調査会等一覧」のとおりである。

最後に、上記以外の本省附属機関として研修所等があるが、28年8月には税関研修所が新設され、各税関にその支所が設置された。

③ 本省地方支分部局

本省の地方支分部局は、25年5月に財務部から昇格した財務局と、税関である。これらについても、27年7月の設置法改正によって内部部局同様に整備されたが、講和前に比べて組織上の大きな変化はなかった。

まず、税に関する事務以外の事務を分掌する財務局については、関東、近畿、北海道、東北、東海、北陸、中国、四国、北九州、南九州の全国10財務局があり、局が所在する府県以外の各府県(北海道の6カ所を含む計42カ所)に財務部を配置した。さらに、全国54カ所には出張所が置かれ、管財業務を分掌した。また、財務局の内部組織は「大蔵省組織規程」で定められ、局長官房(関東は総務部)のほかに理財、管財の2部が置かれた。

税関は、全国6税関と主要な開港地に税関支署を置いたが、28年8月には、横浜税関から東京税関が、また、門司税関から長崎税関がそれぞれ独立し、従来の神戸、大阪、名古屋、函館と合わせて全国8税関となった。な

お、内部組織は監視、業務、鑑査の3部から成っていた。

〈財務局と国税局の統合に関する論議〉

財務局については、25年の行政制度審議会答申において国税局との合併案が提示された後、大幅な整理縮小が検討された経緯もあったが、資料13-97「行政機構改革に関する件」の閣議決定の際には見送られ、講和前後の比較において、組織上大きな変化が見られなかったことは前述のとおりである。また、国税局についても、下部組織である税務署の大幅縮減が実施されたものの、本局組織の大規模な見直しは行われなかった。

しかし、行政改革担当の審議会等において、国の出先機関の数が多すぎるため地方自治体の事務の総合性が損なわれている等の指摘がなされ、政府をあげてこの問題への検討を重ねるという状況に変わりはなかった。資料13-101「出先機関の整理に関し従来の改革案に現れた問題点」(行政管理庁作成の資料と推定)は、そうした出先機関全体の整理案と28年9月24日時点での整理の進捗状況を取りまとめたものである。ここでは、行政制度審議会による財務部と国税局の統合および財務部支部の廃止、政令諮問委員会による財務部の廃止の2案が11の未処理案件の中に掲記されている。

資料13-102「財務局および財務部の機構について」は、上記のような審議会等の提言に対し大臣官房文書課が、財務局の全部もしくは大半を存続させるとともに、財務部を廃止し、必要な場所には財務局支局を設置するという代替案をまとめた部内検討用資料である。

また、資料13-103「国税局と財務局とを統合することについて」は同じく文書課が作成したもので、臨時行政改革本部が決定したとされる機構整理基準に本件統合が適合する可否かの判断が示され、同基準にいうところの「所掌事務の性質に著しい差違があるため、かえって能率低下を来たす」ものに該当し、早期の統合は困難だと結論づけている。

資料13-104「国税局と財務局の統合反対について」は、同じ問題に対する国税庁の見解であり、大蔵省の事務次官説明に用いられた部内資料である。ここでも、両機構の事務の異質性が強調され、貯蓄奨励と所得資産調査を同一部局が実施することの矛盾、組織の拡大による人事管理の困難化等々の問題点が指摘されている。

④ 国税庁

占領下における国税庁組織については、行政機構全般の簡素化が図られる中で、司令部の指示により随時拡充されていった。このため、27年の機構改革にあたって政府は、国税庁を縮小し大蔵省の内部部局として主税局と並ぶ国税徴収局に組織替えする構想を立案し、第13回国会に「大蔵省設置法」の改正案として提出した。しかし、国会の審議過程で、機械的な廃止案だとする野党側の反発があったこと等から、国税庁は、食糧庁、林野庁、中小企業庁とともに従前のまま存置されることとなり、27年8月実施の機構改革においても、国税庁の本庁機構には手をつけないこととされた。

「大蔵省設置法」による国税庁の組織構成は、本省と同様に内部部局、附属機関、地方支分部局から成っていた。このうち内部部局は、長官官房ならびに直税、間税、徴収、調査査察の4部、附属機関は国税庁協議団、税務講習所、中央酒類審議会、全国資産再評価調査会、税理士試験委員、地方支分部局は、東京、関東信越、大阪、札幌、仙台、名古屋、金沢、広島、高松、福岡、熊本の11国税局および各税務署であった。さらに、国税局の内部部局には、総務、直税、間税、徴収、調査査察の5部が置かれ、附属機関は、国税局協議団等であった。国税庁協議団および国税局協議団は、内国税に関する審査請求に対して「所得税法」その他の法律に規定する協議を行った。

⑤ 定員

大蔵省職員の定数については、24年制定の

「大蔵省職員定数規程」によって随時改訂されたが、資料13-123「大蔵省の職員定数の推移」は大蔵省における機構区分ごとの定数の推移を示したものである。国家公務員全体の定員については、「1兆円予算」が実現した29年度において行政整理の面でも大ナタが振るわれることとなり、国家警察と自治体警察との統合を中心に6万人規模の定員削減が実施された。このとき、大蔵省においても、約4%の3千人強が削減されることとなった。

(2) 昭和30年代

昭和30年代は、歴代内閣の行政改革が占領行政の是正から行政機構の細部にわたる点検へと段階を移し、行政運営の合理化を通じて「国民に対する奉仕の向上を図る」(36年「臨時行政調査会設置法」)ための検討が緒についた重要な時期にあたっている。

ここで、講和発効の前後から第1次オイル・ショックまでの間における各内閣の行政改革の実績を列記すると以下のとおりである。

〔20年代〕 吉田内閣(～29.12.10)

- ・行政事務の縮小整理と人員整理(政令諮問委員会)
- ・総理府機構の検討(第1次行政審議会)
- ・国家行政運営法案要綱の作成(第1次行政審議会)
- ・占領行政の是正、重複事務の統合(臨時行政改革本部)

〔30年代〕

鳩山内閣(～31.12.23)

- ・行政機構再検討を閣議申し合わせ(第2次行政審議会)
- ・科学技術庁、原子力委員会の設置(第3次行政審議会)

岸内閣(32.2.25～35.7.19)

- ・自治庁を省にする旨の方針決定等(第4次行政審議会)

池田内閣(～39.11.9)

- ・行政運営の簡素能率化を閣議決定(第5次行政審議会)
- ・公社公団等の監事制度を強化(第1次臨時行政調査会)
- ・行政改革本部の設置(第6次行政審議会)
- ・予算会計制度、公務員制度の改善等の検討(第1次臨時行政調査会：昭和39年9月29日答申)

〔40年代〕

佐藤内閣(～47.7.7)

- ・1省庁1局削減、総定員法制定
- ・定員削減、環境庁設置(行政管理委員会、行政改革本部)

田中内閣 行政に暦年制導入の検討、沖縄開発庁設置

このように、行政審議会による各種の提言を受けて政府は、行政機構の整理合理化についても人員整理と同様に重視する姿勢を示してきた。しかし、資料13-124「大蔵省および中央行政組織の部局数等の推移」でも明らかとなり、昭和30年代は、部局数こそ緩やかな増加となっているものの、課室数においては31年度の一律2割整理の翌年から累増している。これは、わが国経済が戦後の復興から拡大発展への新たな成長過程を歩んだ結果もたらされた数値とみることができる。国家公務員定数についても、30年代末には講和発効時点を上回る水準に復し、その後急激な増加へと転じている。

以下では、昭和30年代の大蔵省の機構改革についてみてゆくが、政府の行政機構拡張への抑制方針は、業務量が著しく増大した行政分野においては、相応の内部努力を迫られることとなった。大蔵省においても、各局の部内における随時の組織変更と所掌事務の再配分とによって、さらには、附属機関である審議会等の新設等によって適宜の対応がなされ

ている。しかし、30年代末まで続けられた抑制努力も、経済のさらなる自由化と国際化には抗しきれず、いよいよ局単位での拡充を迫られることとなる。すなわち、36年には、主税局から関税局が独立し、次いで39年には理財局から証券局が独立するとともに、為替局が機構を拡充して国際金融局と改められ、さらに激動する40年代を迎えるにふさわしい体制が敷かれることとなった。

① 本省内部部局

「神武景気」による幕開けとなった30年代のわが国経済は、高度経済成長への軌道を歩むこととなったが、大蔵省の機構もこうした経済発展にともなう行政需要に即応して機動的な変革を遂げた。資料13-119(2)以下の機構図をもとに、内部部局の編成状況を再びみてゆくこととする。

まず、31年4月には、「第1次行政制度改革要綱」(昭和31年3月31日)の基本方針に従って、行政運営の改善に資するため以下の内訳によって各省庁の課・室の約2割が整理されることとなった(資料13-124「大蔵省および中央行政組織の部局数等の推移」)。

省 庁 名	整理前の数	整理数	整理率(%)
総理府(計)	159	44	28
法 務 省	57	11	20
外 務 省	45	9	20
大 蔵 省	59	(注)11	20
文 部 省	47	9	20
厚 生 省	67	13	20
農 林 省	108	21	20
通商産業省	129	25	20
運 輸 省	104	20	20
郵 政 省	63	12	20
労 働 省	46	9	20
建 設 省	42	8	20
総 計	926	192	21

(出所) 大蔵省資料Z 27-380。

(注) 大蔵省の整理数11には主計局給与課が含まれているが、同課については、給与事務の総理府移管を盛り込んだ「国家公務員法」の改正が実現しなかったため、整理の対象にはならなかった。

大蔵省においては、大臣官房で、地方課、日本専売公社監理官室、財務参事官室が削減され、それまでの5課2室が4課となった。管財局では、外国財産管理課と外国財産補償課が統合されて外国財産課にもどり、特殊財産課が廃止され7課が5課に削減された。さらに、銀行局では、金融制度調査室を廃止し、特殊金融課を特別金融課と中小金融課に分離してそれまでの保険課を含む4課1室を5課とする一方で、検査部の管理、審査の2課を廃止した。このほか、国税庁においては後述のとおり1課2室が廃止され、大蔵省全体では6課4室が廃止の対象となった。ただし、以上の改正は業務そのものをなくしたのではなく、機構の欠落を補完するための「特別な職」として、本省においては、大臣官房に財務局監督官および日本専売公社副監理官が、管財局に管財司計官および接收貴金属監理官が、また、銀行局に金融制度調査官および統括金融検査官が置かれることとなった。なお、財務調査官制はこのとき組織令によって補強(13人)され、大臣官房財務参事官室、管財局、銀行局および為替局の各担当財務調査官が新設された。

「特別な職」等については、さらに、32年8月、大臣官房に財務考査管理官、主計局に司計課担当と給与課担当の主計監査官、主税局に税関考査管理官、理財局に資金管理官および証券検査管理官、銀行局には統計金融検査官に代わって金融検査審査官が新たに配置された。

32年央まで続いた「神武景気」の後に「ナベ底不況」が訪れたが、これは一時的なものに終わり、33年秋以降わが国経済は順調な拡大過程をたどることとなった。こうした経済の好転は、大蔵省における行政領域の拡張につながり、機構は徐々に拡充の方向に向かった。前出の資料13-124「大蔵省および中央行政組織の部局数等の推移」をみても、大蔵省における課室数の増加は34年度以降40年度まで続いている。

34年4月には、「岩戸景気」で活況を呈するようになった証券業界の指導監督を強化する目的から、理財局の証券課が29年5月以来の証券第一課、同第二課体制に復帰するとともに、証券担当の財務調査官が増員となった。このときの証券第一課は証券取引制度の企画立案および取引所の指導監督等を、また、同第二課は業者行政を分掌した。さらに、銀行局には貯蓄奨励官のポストが設けられ、為替局では、それまで外資課が担当していた対外投資の事務管理を専担させるために投資課が新設された。

以上の金融関連機構の充実にくわえ、管財局では、同じく34年4月に管理課が国有財産第三課、特殊清算課が管理課にそれぞれ改められ、同年6月には臨時貴金属処理部が新設された。同部は、貴金属第一課、同第二課の2課からなり、終戦後占領軍によって接收され講和後に日本政府に返還された貴金属の処理にあたった。なお、このとき本省の附属機関として接收貴金属等処理審議会が設置され、被接收者の貴金属であるか否かの認定に関する調査審議を行った。

次いで、同年9月には大臣官房の財務局監理官を廃止して地方課が、銀行局検査部の金融検査管理官および金融検査審査官を廃止して管理課および審査課がそれぞれ復活した。

翌35年4月、主税局に、「国税通則法」の制定、法令の簡素化等のため臨時法制整備室が設けられた。また、銀行局においては、保険課が生命保険、損害保険の事務を分掌すべく保険第一課、同第二課に分割された。さらに、管財局においては、連合国財産関係事務の進捗にともない外国財産課が廃止された。

36年以降においては、機構の増設に拍車がかかった。それまで総務課がなかった主税局に、36年6月総務課が新設された。また、同局の税関部においては、ブラッセル関税率を採用した「関税定率法」の全面改正にそなえて企画課を新設した。この企画課の設置は、関税局の新設を盛り込んだ大蔵省設置法改正

が、国会審議の渋滞で遅延したことへの対応措置であった(同年11月廃止)。そのほかでは同じく6月に、理財局において「証券取引法」または「証券投資信託法」に基づく検査のため、証券検査課が増設された。

そして、大臣官房文書課が作成した資料13-113「主税局税関部の関税局への昇格について」にもあるとおり、わが国の貿易の急激な進展にともなって税関の業務量が増大し、併せて関税政策の重要性が高まってきたことから、36年11月には、関税定率の全面改正を機に主税局から税関部が独立し、関税局となった。その際の組織構成は、総務、業務、調査統計、鑑査の4課と税関考査管理官、関税調査官であった。

また、37年5月には、証券市場の拡大および証券投資信託の発展に対処するため、理財局に、証券第一課、同第二課、証券検査課からなる証券部が新設された。くわえて、同局では、資金管理官を廃止して資金管理課を設置した。そのほかでは、主計局に調査課が新設され、為替局の投資課は投資第一課、同第二課に分割された。次いで、同年6月には、主税局の調査課および臨時税法整備室を廃止し、税制第三課と国際租税課を設置した。

38年4月には、貿易自由化の進展にともない関税問題が一層クローズアップされたこと、さらに関税の一括引下げが関税政策の重要課題となったことから、関税局の再編と増強を図り、総務、国際、監視、業務、鑑査の5課体制とした。

翌39年には、IMF 8 条国への移行、OECD 加盟等、わが国経済の全面的な開放経済への移行その他の行政需要に対処するため、6月18日付で「大蔵省設置法」が大幅に改正された。すなわち、理財局証券部が証券局に昇格するとともに、管財局が国有財産局に、為替局が国際金融局にそれぞれ実態に即して改められた。

このうち、証券局の設置と国際金融局への転換は機構の拡充であったが、国有財産局は

機構整理の含みをもって転換されたものであった。この国有財産局については、その後43年6月の行政整理の際に理財局に統合されることとなる。

このほか、39年の組織変更によって、大臣官房調査課から資料統計管理官が分離した。主計局においては、次長1人が増員となり、このときから3人制となった。理財局は、経済課、証券第一課、同第二課、証券検査課を証券局に移管した。国際金融局は、資金課、管理課、調査課を廃止し、国際機構課、国際収支課、短期資金課に再編した。なお、31、32年に大幅に増員された大臣官房財務調査官については、43年に審議官制が導入されるまでの間、随時の増減が図られた。

〈主計局の内閣移管論議〉

(1)で述べた27年の機構改革までの間に、政府部内では財政金融を担当する行政機構の再編についていくつかの試案が出されていた。このうち、大蔵省関係では、④予算編成部局である主計局の総理府移管、⑤為替管理事務の統合、⑥損害保険・会社経理に関する事務の通商産業省移管、⑦国税庁の内局化(証券局との統合)、⑧地方支分部局である財務局の縮小等の問題が論議の中心となっていた。この間の経緯については、『昭和財政史—終戦から講和まで』第4巻「財政機関」第2章および第4章に明らかなおりであるが、主計局の移管問題については、27年4月における資料13-97「行政機構改革に関する件」の閣議決定にも明記されているように、講和以後も引き続き慎重に研究することとされ、まず、30年から31年にかけて行政審議会で論議された。

当時の行政管理庁長官河野一郎が、予算編成を行政各部を指揮監督し各省の事務を総合調整する立場にある内閣総理大臣の下で行うべきであるとしたことから、内閣に予算局を設ける構想をめぐって大いに議論が交わされた(30年11月23日付『日本経済新聞』等の報道では、主計局を総理府に移し企画調査庁と

する、あるいは、経済企画庁が予算大綱を決定し主計局を作業局の位置付けとする、といった長官発言も伝えられている）。この問題については、主計局が作成した資料**13-105**「主計局の内閣移管について」および資料**13-106**「主計局移管論についての反論」において問題点が整理されるとともに、歳入歳出の合理的調整機能の必要性等を論拠とした反対意見が縷々述べられている（資料**13-106**は、25年11月に行政管理庁長官広川弘禅が作成した私案への反対意見として整理されたものである）。また、資料**13-107**「予算編成の仕組みについての大蔵大臣意見」は、行政審議会の答申を前にして、政府・与党の関係者を牽制する意図で作成されたものである。結局、31年1月27日には、内閣または総理府における予算局の設置は正式に取りやめとなり、2月23日の行政審議会による資料**13-108**「行政制度の改革に関する答申」および3月31日閣議決定の資料**13-111**「第1次行政制度改革要綱」に盛り込まれた予算閣僚会議（2月23日答申では「予算閣僚委員会」）の設置等を軸とする予算編成機構の強化に関する政府方針が決定されるところとなった。

この方針決定に際しての大蔵省側の考え方を示すものとして、前記の資料**13-107**および資料**13-110**「行政制度の改革及び行政運営の改善に関する大蔵大臣意見」がある。資料**13-110**では、「予算閣僚委員会」を「閣議の部会の如きもの」と位置づけ、その運用にあたっては、予算編成方針の事前の審議調整、大蔵大臣による各大臣からの概算要求大綱の事前聴取、政党との連絡調整等でメリットが発揮できるとしている。また、主計局の陣容および機構の強化の必要性を述べ、この時点では1人となっていた政務次官の増員を提案している（32年8月以降2人に増員）。

なお、予算閣僚会議の制度化については、予算編成の事務機構をそのまま主計局に残す構想ではあったが、予算上の手続きについての改革であることから、そもそも「財政法」

の改正が必要であった。このため、同法の改正案が31年4月に第24回国会に提出されたが、折からの憲法調査会法案等をめぐる紛糾から、審議は持ち越された。さらに、同改正法案はその後の国会でも継続審議となったうえ、結局、33年の第28回国会で審議未了の扱いとなった。このように、資料**13-111**「第1次行政制度改革要綱」に盛られた鳩山内閣の行政制度改革案を実施に移すための各省法案は、相次いで撤回もしくは審議未了となり、行政改革の眼目とされながら多くの実施が見送られる結果となった。

主計局を内閣に移管し予算局とする構想については、その後、39年7月にも、予算編成機構に関する臨時行政調査会において審議された。このときも、他の財務行政との関連において問題が多いとの理由から採用されないこととなったが、当時の論議のポイントを整理するとおおむね以下のとおりであった。

37年から2年余りにわたって運営された第1次臨時行政調査会では、予算編成機構のあり方は、内閣における総合調整機能強化の問題という形で論議された。すなわち、内閣総理大臣の地位が著しく向上し総合調整機能を発揮しううようになったにもかかわらず、内閣の補佐機関が弱体であるためにその力を十分行使できていないことが問題となり、ことに予算編成に関する内閣の決定が形骸化しているという指摘がなされた。当時における行政調査会委員の意見の大勢は、機構改革以前の問題として、総理大臣の意見が主観、独断に過ぎてはならず、その判断を修正できる補助部局および総理が意見を求めることのできる公式のブレーンが必要であるという方向でまとまっていた。結局、39年9月24日付で池田総理大臣に提出された第1次臨時行政調査会の資料**13-115**「行政改革に関する意見—総論」では、内閣補佐官制度の導入による予算編成上の内閣の主導権の確立が勧告された。このとき、予算編成を内閣直属として行使すべきだとする一部の意見が抑えられた理由は、

31年当時と同様に、予算編成における高度の政治的調整は当然に内閣レベルの問題であり、むしろ必要なのは内閣機能の強化だとする考え方が政府部内で支配的であったためである。

② 本省附属機関

昭和30年代の本省附属機関の組織変更については、造幣局が、37年5月に作業部を製造部とする一方、研究部を廃止して作業管理部を設けた。この組織変更は、造幣部門においては戦後最大のものであり、30年代央に始まった貨幣の増産に対応する措置であった。一方、印刷局では、36年11月に総務部を新設した。

次に、審議会等の新設廃止についてみることにする。

30年代に入ると、行政活動の力点は、経済自立の基礎作りから諸制度の整備拡充へと移行することとなるが、その後における大蔵省の施策は、附属機関である審議会等に対する諮問とその答申に基づいて形成されたといえる。審議会等の数は漸次増加（39年度末時点では22機関）し、活動も活発化していった。

30年代に新たに設置された機関を列記すると以下のとおりである。

自動車損害賠償責任再保険審議会（30年7月）

金融制度調査会（31年6月）

国有財産中央審議会、庁舎等調整審議会（32年5月）

国家公務員共済組合審議会（33年7月）

金融機関資金審議会、保険審議会、専売制度調査会（34年4月）

接收貴金属等処理審議会（34年6月）

臨時しょう脳事業審議会（37年4月）

このうち、金融機関資金審議会は2年間、専売制度調査会は1年間の時限設置であったが、前者については2年延長の後、38年に常設機関となった。また、臨時しょう脳事業審議会は、粗製しょう脳およびしょう脳原油専売事業の廃止にともなう経過措置について1年余り審議を行った。この他には、「行政不

服審査法」が制定されたことにより、37年10月には関税訴願審査会が関税不服審査会に改められた。また、大蔵省所管ではないが、事務内容上関係が深いものとして、37年8月から総理府に税制調査会が常設されることとなり、その庶務は「内閣総理大臣官房において大蔵省主税局及び自治省税務局の協力を得て処理する」（「税制調査会令」昭和37年4月24日政令第156号）こととされた。同様に、補助金合理化のために37年4月総理府に補助金等合理化審議会が設置されたが、これについては、あらかじめ大蔵省内に臨時補助金問題等懇談会が設置され準備的な調査や審議が行われた。以上のように、税制改正、金融政策、証券対策、為替自由化、関税改正等のいずれの施策についても、これらの附属機関である審議会等の活動と密接に連繫し合い、その検討結果が各種の制度改正に反映されていった。

なお、上記の審議会等の系列とは別に、30年8月2日には、予算を中心とする財政に関する重要事項を審議し必要に応じて長期財政計画の審議も行う目的から、学識経験者による財政懇談会が設けられた。この懇談会は、一般経費、歳入、財政投融资、地方財政のそれぞれについて中間報告を提出した後、12月14日の最終報告をもって予定の存続期間を終了した。

次に、研修所等については、36年11月に財務研修所と会計事務職員研修所が設置されたことによって職員に対する研修体制が強化された。このような研修組織とは別に、38年6月には、高度専門技術によって輸出入貨物を分析するため、関税中央分析所が設置されている。

③ 本省地方支分部局

財務局については、それまで関東だけにあった総務部が、32年に近畿、34年に東海、36年に中国、37年に北九州の順に設置され、38年4月には全財務局が総務部制を敷き、総務、理財、管財の3部体制が確立された。

このほか、財務局の附属機関として、32年

5月に国有財産地方審議会が設置され、局管内に所在する国有財産の管理および処分等について調査審議を行った。

資料13-115「行政改革に関する意見—総論」は、地方出先機関における行政事務の大幅な地方委譲と徹底した機構の整理合理化を提言している。ただし、各論にあたる附属資料では、機構上は財務局および財務部の各部署を大幅に縮小すべきであると指摘する一方で、地域における財政金融、経済に係る総合調整機能や国有財産管理機能等の強化が必要であると述べていることが注目される。

④ 国税庁

国税庁では、31年4月実施の課・室の2割整理に際して、広報課、監督官室、監察官室が廃止の対象となり、これらに代わって、国税広報官、首席監督官、首席監察官が配置された。なお、「大蔵省設置法」による主な組織改正としては、34年に醸造試験所を附属機関としたことである。そのほか、39年6月18日をもって税務講習所は税務大学校に改組された。

⑤ 定員

国家公務員の定員関係では、「国家行政組織法等の一部を改正する法律」(昭和36年6月2日法律第111号)に基づき「行政機関職員定員法」を廃止し、各省庁の定員をそれぞれの設置法で規定することとなった。このため、36年7月14日には資料13-114「大蔵省定員規則」(大蔵省令第46号)が定められたが、資料13-112「定員法の廃止と公務員の定数管理に関する一試案」は、それに先立って、従来の「行政機関職員定員法」の見直しについて検討した文書課の部内資料である。

なお、30年代の大蔵省職員定数の推移をみると、資料13-123のとおり、35年度まで横這いもしくは緩やかな増加傾向が続いた後、36年度に大幅な増員となっている。これは、貿易規模の拡大に対応するため税関職員が大量に補充されたことなど、本省の地方支分部局の拡充によるものであった。

(3) 昭和40年代

昭和40年代は、講和発効後を通じ政府が一貫して取り組んできた行政組織の拡張抑制のスタンスがより堅固なものとなった時期である。不要不急機構の整理と要伸張機構の強化とを提言した「第1次臨時行政調査会答申」を基調としつつ、43年の1省庁1局削減、行政機構におけるスクラップ・アンド・ビルド原則の採用、それに続く定員の総数規制と弾力的管理を定めた「行政機関の職員の定員に関する法律」(昭和44年法律第33号)(いわゆる「総定員法」)の採用など、当時の内閣によって示された行政改革の指針は、大蔵省の機構改革にも少なからず影響を与えることとなった。

① 本省内部部局

臨時行政調査会による行政機構の統廃合の提言を受けて、大蔵省では、すでに接收貴金属関係の事務が順調に進捗していた国有財産局臨時貴金属処理部が、40年5月18日をもって廃止された。このため、同部の貴金属第一課と同第二課は合併して貴金属処理課となり、当該事務を継続することとなった。同じ40年5月には、関税局に企画立案を専担し関税率審議会に関する庶務を行う企画課が新設された。

理財局においては、外債課が廃止される一方で、国債発行に対処するため40年10月に設置された国庫課の国債発行準備室が、41年4月には国債課に昇格した。また、35年に保険第一課、同第二課に分離した保険部門を統括し保険事業の発展に対応するため、銀行局に保険部が新設された。こうして、40年5月には銀行局は従来の検査部とあわせて2部体制となった。

国際金融局では、わが国からの海外投資の増加と国際経済協力の進展に対応するため、41年4月に投資第三課が増設されるとともに、投資第一課、同第二課が再編された。

42年7月には、大臣官房の調査課が調査企

画課に改まり、証券局の企業財務課を企業財産第一課と同第二課とに分割した。

43年には、改めて行政機構の簡素化を図るとの政府の方針に即して、1省庁1局削減措置が実施された。このため、大蔵省では、国有財産局を理財局に統合することとなった。詳細については後述するが、組織上の変更としては、同局に国有財産担当の次長ポスト1人が増設され、国有財産局の総務課長は国有財産総括課長の位置づけに変わった。なお、その際、鑑定審議官は鑑定参事官に改められた。

また、同じ43年には設置法の「特別な職」である財務参事官を財務官とし、組織令に定める大臣官房財務調査官を審議官に改めた。このほか、次長ポストについては、42年に国際金融局に1人が置かれ、理財局では上記のとおり43年に増員されて2人となった。設置法の「特別な職」については、講和以降の推移が系統的に概観できるよう、次項「5 人事関係資料」の資料13-125「大蔵省主要官職歴任表」に整理した。

44年には、関税局の業務課および鑑査課が輸出課および輸入課に再編された。

昭和40年代半以降における組織変更としては、まず、理財局では47年7月に国有財産第三課が国有財産審査課に改められた。また、同年5月には証券局の企業財務第一課は資本市場課、企業財務第二課は企業財務課、証券業務課は業務課、証券検査課は検査課にそれぞれ改められた。さらに、48年に入ると、4月に主計局に共済課が置かれ、7月には理財局の資金課を資金第一課、同第二課に分離した。

〈1省庁1局削減論議〉

佐藤総理大臣は、42年11月10日の閣議において、各省庁の内部部局をそれぞれ1局ずつ削減する案を作成するよう指示した。その直後から、大蔵省内においておよそ1カ月という短い期間で対応策が協議された。

当初から証券局とともに統合対象の有力候

補に挙げられた国有財産局の対応を見ると、当時の大村局長を中心に、同局を削減するという省内意見への反論が展開された。その主張の骨子は、④土地問題が深刻化している折から土地対策を所管する局は必要である、⑤行政事務の分野として異質であるため他局との統合にはなじまない、⑥証券局と国有財産局とのいずれかということであれば、歴史が浅い証券局を理財局の証券部に戻すことが適当である、というものであった。しかし、証券業界が既に相当の力をつけていたため、将来的にも証券行政を所管する局の存続の必要性が上記の反論を押さえ込む形となり、谷村事務次官と大村局長との間において国有財産局を廃止することで最終の合意をみるに至った(本シリーズ第5巻「刊行だより」に収録の大村筆雄「国有財産局の発展的統合」参照)。さらに、理財局が国庫金、資金運用部資金の管理等、国の資金の管理事務を所掌し、一方、国有財産局が国有の土地、建物等の管理処分事務を所掌していたことから、両局とも広い意味では国の財産を管理する共通の立場にあるという理由づけのもとに、両局が統合されることで省内の論議にも終止符が打たれることとなった。

なお、それまでの国有財産行政については、戦後の一定期間において経済復興の一助とするとともに、財政収入を確保する目的から国有地処分が盛んに行われたが、昭和30年代後半から40年代にかけては、土地問題や地価問題が顕在化するなかで公用・公共用の土地需要が増大し、大蔵省においても国有地の利用と処分の基本的なあり方を点検する時期にあたっていた。

資料13-117「各省庁の一局削減について」は12月15日付閣議決定の内容であるが、これを期して政府全体では18の局が整理削減されることとなった。

② 本省附属機関

上記のような思い切った機構の整理は、附属機関である審議会等でも実施された。

41年には、「審議会等の整理に関する法律」(昭和41年6月30日法律第98号)に基づいて、資産再評価審議会、庁舎等調整審議会、接收貴金属処理審議会が廃止された。このうち接收貴金属処理審議会については、41年10月をもって返還と棄却の事務処理が終了したことによるものであった。資料13-116「審議会等の制度の再検討と整理統合の基本方針(試案)」(昭和41年11月22日)には、行政改革本部による統廃合等の基準が示されているが、大蔵省については、その後、43年に金融機関資金審議会、45年に外国為替審議会がそれぞれ廃止された。これによって、48年度末時点の本省附属機関としての審議会等の数は17に減少した。

③ 本省地方支分部局

財務局の組織は、行政需要が拡大する一方で、行財政改革による整理再編成が求められ、総務、理財、管財の各部の実情に応じた組織替えが展開されたが、顕著な組織の変更は見られなかった。一方、税関組織については、沖縄の復帰にともない47年5月に沖縄地区税関が設置されている。

④ 国税庁

国税庁組織については、内部部局としての国税庁、地方支分部局としての国税局およびその事務分掌のための税務署についておおむね変化がなかったが、附属機関については、45年5月に、納税者の権利救済制度の改善を図るため、国税庁協議団に代えて国税不服審判所が設置された。なお、国税不服審判所の組織、所掌事務、権限は「国税通則法」で定めることとし、国税協議団とは性格の異なる機関であることが明示された。また、47年5月には国税庁の地方支分部局として沖縄国税事務所が設置された。

⑤ 定員

44年5月21日には、「行政機関職員定員令」(昭和44年5月16日政令第121号)に基づき資料13-118「大蔵省定員規則」(大蔵省令第32号)が定められた。36年7月の「大蔵省定員規則」との相違は、国家公務員の定員総数の最高限度を規定した「総定員法」および上記の政令を受けて、本省および国税庁の定員の総枠がまず示され、それぞれの内部部局、附属機関、地方支分部局別の定員については、総枠の範囲内において別途「大蔵省定員細則」で定められることとなった点である。

融局長、⑮国際金融局次長、⑯財務調査官・審議官

(3)事業機関、国税庁および地方機関の長等
①証券取引委員会事務局長、②造幣局長(造幣庁長官)、③印刷局長(印刷庁長官)、④国税庁長官、⑤国税庁次長(同総務部長)、⑥財務局長(財務部長)、⑦税関長・地区税関長、⑧国税局長・国税事務所長

(注) 上記官職のうち、講和発効以前に変更があったものは以下のとおりである。

イ. 国税庁においては、26年4月1日付で総務部が廃止されたことにともない、総務部長が次長(「特別な職」となった。

ロ. 財務局は、24年6月1日付で財務部と改称したが、25年5月4日付で再び財務局となった。

資料13-126「答申・報告別審議会等委員一覧」は、「Ⅰ 基本資料」に答申および報告を収録した審議会等を中心に以下の8機関について、委員の就任状況を取りまとめたものである。なお、このように機関数を限定しても、それらの全期間にわたる委員の歴任状況を網羅することはあまりに煩雑となるため、本表では、昭和40年度の公債発行に関連するものなど任意に選択した答申および報告の提出時点における構成メンバーの例示にとどめた。

- (1)財政制度審議会(主計局)
 - (2)関税率審議会(主税局→関税局)
 - (3)国有財産中央審議会(理財局)
 - (4)金融制度調査会(銀行局)
 - (5)保険審議会(銀行局)
 - (6)証券取引審議会(理財局→証券局)
 - (7)外資審議会(為替局→国際金融局)
- 〈参考〉税制調査会

5 人事関係資料

資料13-125「大蔵省主要官職歴任表」は、昭和24年6月の「大蔵省設置法」施行後、48年度末までの主要官職別の任免について取りまとめたものである。

収録の基準は、原則として、「国家行政組織法」によって規定された大臣、政務次官、事務次官、秘書官、局長のほか、設置法等に定めた大蔵本省および国税庁の「特別な職」、並びに、造幣局(造幣庁)、印刷局(印刷庁)、国税庁、財務局(財務部)、税関、地区税関、国税局、国税事務所の長の職に在任した者と

し、以下の順に配列した。

(1)大臣・次官等

①大蔵大臣、②政務次官、③事務次官、④秘書官、⑤財務官(財務参事官)、⑥日本銀行政策委員会大蔵省代表委員

(2)官房長・局長等

①官房長、②日本専売公社監理官、③主計局長、④主計局次長、⑤主税局長、⑥関税局長、⑦理財局長、⑧理財局次長、⑨管財局長、⑩国有財産局長、⑪証券局長、⑫銀行局長、⑬為替局長、⑭国際金